

令和 6 年第 1 回平群町議会

定例会会議録（第 1 号）

招 集 年 月 日	令和 6 年 3 月 4 日		
招 集 の 場 所	平群町議会議場		
開 会 （ 開 議 ）	3 月 4 日午前 9 時 1 2 分宣告（第 1 日）		
出 席 議 員	1 番 関 順 子 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋 4 番 長 良 俊 一 5 番 山 本 隆 史 6 番 稲 月 敏 子 8 番 山 口 昌 亮 9 番 井 戸 太 郎 1 0 番 山 田 仁 樹 1 1 番 森 田 勝 1 2 番 馬 本 隆 夫		
欠 席 議 員	7 番 植 田 い ず み		
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長 西 脇 洋 貴 副 町 長 植 田 充 彦 教 育 長 岡 弘 明 総 務 部 長 西 岡 勝 三 住 民 福 祉 部 長 寺 口 嘉 彦 事 業 部 長 巳 波 規 秀 教 育 部 長 川 西 貴 通 政 策 推 進 課 長 山 崎 孔 史 総 務 防 災 課 長 岡 田 康 裕 福 祉 こ ど も 課 長 松 本 光 弘 都 市 建 設 課 長 竹 吉 一 人 上 下 水 道 課 長 大 辻 孝 司 教 育 委 員 会 総 務 課 長 浦 井 久 嘉 健 康 保 険 課 主 幹 東 川 美 和 健 康 保 険 課 主 幹 巽 知 子 健 康 保 険 課 主 幹 石 見 幹 子		
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 藤 本 佳 利 主 幹 高 橋 恭 世 主 査 竹 村 恵		
町 長 提 出 議 案 の 題 目	報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について) 報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)		

町 長 提 出 議 案 の 題 目	報 告 第 3 号	議会の委任による専決処分の報告について (平群町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について)
	報 告 第 4 号	議会の委任による専決処分の報告について (平群町水道事業給水条例の一部を改正する条例について)
	承 認 第 1 号	専決処分の承認を求めることについて (和解及び損害賠償の額の決定について)
	議 案 第 1 号	平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
	議 案 第 2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
	議 案 第 3 号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
	議 案 第 4 号	平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
	議 案 第 5 号	平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議 案 第 6 号	平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議 案 第 7 号	平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
	議 案 第 8 号	平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
	議 案 第 9 号	平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

町 長 提 出 議 案
の 題 目

議案第 1 0 号	令和 5 年度平群町一般会計補正予算（第 9 号）について
議案第 1 1 号	令和 5 年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 1 2 号	令和 5 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 1 3 号	令和 5 年度平群町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 1 4 号	令和 5 年度平群町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
議案第 1 5 号	平群町道路線の認定について
議案第 1 6 号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
同意第 1 号	教育長の任命に同意を求めることについて
同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
議案第 1 7 号	令和 6 年度平群町一般会計予算について
議案第 1 8 号	令和 6 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議案第 1 9 号	令和 6 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
議案第 2 0 号	令和 6 年度平群町水道事業会計予算について
議案第 2 1 号	令和 6 年度平群町下水道事業会計予算について
議案第 2 2 号	令和 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
議案第 2 3 号	令和 6 年度平群町学校給食費特別会計予算について
議案第 2 4 号	令和 6 年度平群町介護保険特別会計予算について
議案第 2 5 号	令和 6 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について

町 長 提 出 議 案 の 題 目	議案第 2 6 号 令和 6 年度平群町後期高齢者医療特別会計 予算について 議案第 2 7 号 令和 6 年度平群町用地先行取得事業特別会 計予算について
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 2 番 須 藤 啓 二 3 番 岩 崎 真 滋

令和 6 年 第 1 回 (3 月)

平群町議会定例会議事日程 (第 1 号)

令和 6 年 3 月 4 日 (月)

午前 9 時開議

日程第 1			会議録署名議員の指名について
日程第 2			会期の決定について
日程第 3			諸般の報告
日程第 4	報告第	1 号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第 5	報告第	2 号	議会の委任による専決処分の報告について (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第 6	報告第	3 号	議会の委任による専決処分の報告について (平群町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について)
日程第 7	報告第	4 号	議会の委任による専決処分の報告について (平群町水道事業給水条例の一部を改正する条例について)
日程第 8	承認第	1 号	専決処分の承認を求めることについて (和解及び損害賠償の額の決定について)
日程第 9	議案第	1 号	平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 10	議案第	2 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11	議案第	3 号	平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第	4 号	平群町介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 13	議案第	5 号	平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 14	議案第	6 号	平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 1 5	議案第 7 号	平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 1 6	議案第 8 号	平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 1 7	議案第 9 号	平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
日程第 1 8	議案第 1 0 号	令和 5 年度平群町一般会計補正予算（第 9 号）について
日程第 1 9	議案第 1 1 号	令和 5 年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 0	議案第 1 2 号	令和 5 年度平群町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 1	議案第 1 3 号	令和 5 年度平群町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 2	議案第 1 4 号	令和 5 年度平群町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 3	議案第 1 5 号	平群町道路線の認定について
日程第 2 4	議案第 1 6 号	奈良広域水質検査センター組合規約の変更について
日程第 2 5	同意第 1 号	教育長の任命に同意を求めることについて
日程第 2 6	同意第 2 号	固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて
日程第 2 7	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
日程第 2 8	議案第 1 7 号	令和 6 年度平群町一般会計予算について
日程第 2 9	議案第 1 8 号	令和 6 年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
日程第 3 0	議案第 1 9 号	令和 6 年度平群町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3 1	議案第 2 0 号	令和 6 年度平群町水道事業会計予算について
日程第 3 2	議案第 2 1 号	令和 6 年度平群町下水道事業会計予算について
日程第 3 3	議案第 2 2 号	令和 6 年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について
日程第 3 4	議案第 2 3 号	令和 6 年度平群町学校給食費特別会計予算について
日程第 3 5	議案第 2 4 号	令和 6 年度平群町介護保険特別会計予算について

- 日程第 3 6 議案第 2 5 号 令和 6 年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について
- 日程第 3 7 議案第 2 6 号 令和 6 年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 8 議案第 2 7 号 令和 6 年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について

開 会 （午前 9 時 1 2 分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

新型コロナウイルス等の感染予防及び拡大防止の観点から、本定例会中、議場内でのマスク着用について許可いたします。

植田副議長より、現在、けがにより入院加療中のため、3月定例会の会議を欠席する旨の通知を受けましたので、報告いたします。

また、町長より、健康保険課長が体調不良のため、本日の会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。なお、乾健康保険課長が欠席のため、石見健康保険課主幹、東川健康保険課主幹、巽健康保険課主幹が本会議に出席いたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和6年平群町議会第1回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりましての御挨拶をお願いいたします。西脇町長。

○町 長

皆様、改めましておはようございます。

暦も3月となり、朝夕は寒さが残るものの、日差しは徐々に暖くなり、平群の里にも春の訪れが感じられる季節となりました。

本日は、令和6年第1回平群町議会定例会の開催をお願いしたところ、議員各位におかれましては、公私御多用のところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

令和6年1月1日に能登半島を震源とする地震が発生し、能登半島周辺では多くの家屋が倒壊し、甚大な被害が発生しました。改めて、自然災害の恐ろしさを痛感いたしました。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福と、一日も早い復興を祈念申し上げます。そして、被災地の方々、現地で緊急支援をされている方々の勇気と復興に向けた熱意に敬意を表したいと思います。平群町におきましても、3月13日から3月21日の9日間、石川県穴水町に職員2名を応援派遣を行ってまいります。

さて、12月定例会から2か月余り経過し、この間の町政に関わる主な出来事や取組や行事などについて御報告させていただきます。

昨年12月29日、30日には、住民の皆様が無事、輝かしい新年を迎えられますように、平群町消防団により年末警戒を実施いたしました。

1月8日には、総合文化センターで二十歳のつどいを開催いたしました。対象者が186名、当日参加者128名でありました。式典では、二十歳の宣誓

や恩師によるビデオレターが映し出され、お祝いや励ましの言葉が皆様に寄せられ、輝かしい門出を迎えられました。20歳になられる皆様には、この平群町で生まれ育った誇りと愛着を持ち続け、活躍していただけることを心から願っております。

1月16日には、平群小学校の校庭で大とんどが行われました。今年も、PTAの皆様の御協力の下、大きなやぐらが組まれ、今年の恵方である東北東の方向から点火され、炎にくべられたしめ縄や書き初めが空高く盛り上がっていました。平群町の子どもたちが健やかに過ごせることを心より願っています。

1月19日には、人権対策協議会、人権交流センター運営審議会との合同により、神戸市にある華僑博物館を訪問し、研修を行いました。神戸華僑の歴史や人権について学びました。

1月21日には、笑顔で暮らせるまちを目指して、文化協会の主催により、「笑顔になろうよ！のつどい」が開催され、多くの方が参加されました。

1月27日には、ガチャピン、ムックによる、楽しみながらSDGsについて学ぶ実験パフォーマンス、サーカスエコロジカルを総合文化センターで開催し、多くの親子連れが参加し、地球温暖化についてを学びました。

1月28日には、へぐり時代祭り実行委員会の皆様が奈良県の冬季イベントの大立山まつり2024、奈良ちとせ祝ぐ寿ぐまつりに参加し、4月29日に実施予定のへぐり時代祭りのPRを行っていただきました。

2月7日には、平群町自主防災組織連絡協議会で北淡震災記念公園、野島断層保存館を訪問し、阪神・淡路大震災で被災された方の話を聞かせていただき、地域の絆の大切さを痛感いたしました。

2月17日には、平群町自治連合会主催によります公開講演会が総合文化センターで開催されました。今年度の公開講演会では、コロナ禍の暗い世相の中、にぎやかな地域づくりのために、「笑い、笑顔で」をテーマに、平群寄席を開催していただきました。当日、総合文化センターのくまがしホールが満席となり、会場は笑いの渦に包まれ、楽しいひとときを過ごしました。

2月24日に平群町防災訓練を総合文化センターで開催し、多くの皆様に参加いただきました。午前の部では、気象予報士の正木明さんと北淡震災記念公園、野島断層保存館の米山正幸さんの御講演を頂き、午後からは、自衛隊によります炊き出し訓練、奈良県防災航空隊による上空偵察訓練、消防車両や警察車両の展示、ドローン体験を行いました。住民の皆様とともに防災意識を高め、災害時における防災・減災につなげ、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

2月24、25日には、関西最大級の虎のお祭りとして恒例となっております

す。信貴山寅まつりが開催されました。平群町もブースを設け、平群町の特産品であるイチゴの古都華と平群ローズのPRに努めてまいりました。

3月2日には、第19回市町村対抗子ども駅伝が橿原運動公園で開催され、各小学校から選ばれた選手が練習の成果を発揮し、6区間、総距離約10キロを1本のたすきにそれぞれの思いを込めてたすきをつなぎ、ゴールしました。県全体では27位となりました。

3月3日には、ふるさとへぐりクリーンアップが行われました。参加していただいた皆様には、竜田川の環境整備や景観の美化など、竜田川の魅力づくりに御協力を頂き、ありがとうございました。竜田川は、古くは和歌にも歌われ、地域の人々に親しまれてきました。平群町の資源であります竜田川を住民協働により守り育て、美しく豊かな状態で次世代に引き継いでいきたいと思いをします。

次に、今議会で上程しております令和6年度予算に関するについて申し上げます。

まず、財政状況についてであります。奈良県によります財政の重症警報は引き続き発令中の中であり、令和4年度決算においても、本町の実質公債費比率が県内ワースト1位、将来負担比率及び基金残高比率が県内ワースト2位という、まだまだ非常に厳しい財政状況にあります。令和6年度当初予算編成に当たっても、人件費の高騰、扶助費等社会保障費の増加、物価高騰による物件費等の経常経費の伸びにより、財政調整基金の繰入れをもって収支の均衡が図られるという苦しい予算編成を強いられました。

新年度予算については、現在の厳しい財政状況、少子・高齢化、人口減少など、町が直面する課題に対し、限られた財源の中でいかに住民の皆様の期待に応えられるかを第一義に考え、予算編成を行ってまいりました。六つの基本政策で、1、安定した財政基盤の確立、2、にぎわいのある平群のまち、3、子どもの笑顔のあふれるまち、4、高齢者や障がいのある方も生き生きと暮らせるまち、5、デジタル社会に対応するまち、6、誰もが安心して暮らせるまちになるよう、平群町の魅力発信や様々な施策を全庁単位で展開し、住民の皆さんとともに、「人が輝き、未来が輝く、夢あふれるまち へぐり」を目指してまいります。現在の厳しい財政状況を乗り越えるためにも、議員各位の御意見を頂き、御理解と御協力を切にお願いするところであります。

本定例会におきまして上程させていただきました案件は、報告案件が4件、承認案件1件、条例の一部改正が9件、令和5年度一般会計並びに特別会計の補正予算が5件、道路の認定案件1件、奈良広域水道検査組合規約の変更が1件、人事関連の同意案件が2件、諮問案件が1件、令和6年度一般会計並びに

各特別会計、事業会計予算が１１件で、合計３５件の審議をお願いをしております。

いずれの議案におきましても、慎重に御審議いただき、原案どおり可決、同意を賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議長

会議の冒頭ですが、総務部長より発言を求められていますので、許可いたします。総務部長。

○総務部長

貴重なお時間を頂きましてありがとうございます。

先般の議会運営委員会で御説明をさせていただきました議案第１６号 奈良県広域水質検査センター組合規約の変更について、案件名に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

「奈良県」としている部分が「奈良」のみでしたので、正しくは、議案第１６号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更についてでございます。

訂正をさせていただき、おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

本日の議事日程は、お手元に配付しています議事日程表のとおりであります。本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第１２７条の規定により２番、須藤議員、３番、岩崎議員を指名いたします。本定例会の会期中、よろしくお願いいたします。

日程第２ 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定しておりますとおり、本日から３月２２日までの１９日間といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月２２日までの１９日間と決定いたしました。

続きまして、会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告申し上げます。

３月４日（月） 本会議（初日） 午前９時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後５時となっておりますので、よろしくお願いします。

３月５日（火） 本会議（新年度予算総括審議） 午前９時より

３月７日（木） 予算審査特別委員会（一般会計） 午前９時より

３月８日（金） 予算審査特別委員会（各特別会計・各事業会計）
午前９時より

３月９日（土） 休会でございます。

３月１０日（日） 休会でございます。

３月１３日（水） 本会議（一般質問） 午前９時より

３月１５日（金） 本会議（一般質問） 午前９時より

３月１６日（土） 休会でございます。

３月１７日（日） 休会でございます。

３月２０日（水・祝） 休会でございます。

３月２２日（金） 本会議（最終日） 午後２時より

以上でございます。

○議長

続きまして

日程第３ 諸般の報告を行います。

２月２０日、開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会山本委員長。

○議会運営委員長（山本隆史）

去る２月２０日火曜日、午前１０時より議会運営委員会を開催いたしました。

案件につきましては、本日から始まりました第１回定例会の議会運営についてであります。

以上、報告いたします。

○議 長

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。植田副町長。

○副町長

それでは、令和５年度一般会計予算、予備費の執行状況について御報告を申し上げます。

今回、２件の充用を行っております。

まず、１２月２７日、活性化センターの自動ドアが故障し、早急に修繕する必要があることから、６款農林水産業費、１項農林業費、３目農林業振興費の需用費修繕料で８９万１，０００円を充用いたしております。

続きまして、１月１５日、平群小学校の受水槽の定水位弁及び電磁弁が故障し、これは受水槽の水質確保のために、これも早急に修繕する必要があることから、１０款教育費、２項小学校費、１目学校管理費、需用費修繕料に３４万５，０００円を充用いたしました。

この結果、予備費の当初予算額１，６８０万円に対して、令和５年度の充用額は１，２１９万７，０００円、残額については４６０万３，０００円ということでございます。

以上でございます。

○議 長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第４ 報告第１号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第１号について御説明をさせていただきます。

報告第１号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年３月４日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。専決処分書でございます。

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、

議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 1 月 1 日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和 5 年 9 月 2 1 日、平群町西宮 2 丁目 1 番 6 号、プリズムへぐりの駐車場内において、草刈作業中の飛石により、駐車中の自動車の窓ガラスに損害を与えたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 1 5 2 , 0 0 0 円

2 所管課 住民福祉部健康保険課

これにつきましては、プリズムへぐりの用務員、会計年度職員が草刈作業中の飛石により、町職員及び社協職員の自家用車 2 台の窓ガラスを破損させたものでございます。

なお、この案件につきましては、昨年 1 1 月に専決処分をしたにもかかわらず、遅れての報告となり、大変申し訳ございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

○議 長

続きまして

日程第 5 報告第 2 号 議会の委任による専決処分の報告について
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第 2 号について御説明をさせていただきます。

報告第 2 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 3 月 4 日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決

処分する。

令和 5 年 1 2 月 1 9 日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページをお願いいたします。

和解及び損害賠償の額の決定について

令和 5 年 8 月 3 1 日、王寺町本町 4 丁目 3 8 4 番 2 号付近の国道 1 6 8 号において、公用車（パッカー車）と自動車が接触し、相手方の車両を損傷させたことについて、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものでございます。

1 損害賠償の額 2 3 , 5 0 0 円

2 所管課 住民福祉部清掃センター

これにつきましては、焼却炉が故障した際に、一般廃棄物について、香芝・王寺環境施設組合へ処理委託するときに起こした事故で、場所につきましては、王寺町のくら寿司前の信号機付近でございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第 6 報告第 3 号 議会の委任による専決処分の報告について

（平群町空き家等の適正管理に関する条例の一部を
改正する条例について）

報告を求めます。事業部長。

○事業部長

それでは、報告第 3 号について説明させていただきます。

報告第 3 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 3 月 4 日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

専決処分書

平群町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページ、お願いします。

平群町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例について
平群町空き家等の適正管理に関する条例（平成２７年９月平群町条例第２８号）の一部を次のように改正する。

令和５年１２月１３日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページの提案理由をお願いいたします。

提案理由

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、平群町空き家等の適正管理に関する条例の引用条文の整理のための規定整備を行うものである。

内容については、別添の改正概要と新旧対照表により説明させていただきます。

まず、改正概要ですが、要旨については、先ほどの提案理由と同様でございます。

この条例改正の内容ですが、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。新旧対照表です。

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、平群町空き家等の適正管理に関する条例第１条の引用条文が法「第４条」から法「第４条第１項」に条ずれすること、また、町条例第１８条の引用条文が法「第７条」から法「第８条」に条ずれすることによる改正でございます。

簡単ではございますが、以上、報告とさせていただきます。

なお、専決処分の報告が遅れましたこと、おわび申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長

続きまして

日程第７ 報告第４号 議会の委任による専決処分の報告について

（平群町水道事業給水条例の一部を改正する条例について）

報告を求めます。事業部長。

○事業部長

続いて報告させていただきます。

報告第４号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第２項の規定により報告する。

令和６年３月４日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

専決処分書

平群町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和６年２月１日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして、

平群町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

平群町水道事業給水条例（平成１０年３月平群町条例第２６号）の一部を次のように改正する。

令和６年２月１日

平群町長 西 脇 洋 貴

次のページ、提案理由でございます。

提案理由

この条例は、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、令和６年４月１日から水道法が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることから、所要の改正を行うものである。

内容については、別添の改正概要と新旧対照表のほうで説明させていただきます。

改正概要でございます。要旨については、先ほどの提案理由のとおりでございます。

内容ですが、法令の改正による条文整理、第５条、第３５条及び第３８条関係でございます。水道法が移管されることにより、引用省令の変更により所要の改正を行うもので、改正前が「厚生労働省令」、改正後が「国土交通省令」でございます。

施行期日、附則関係で、令和６年４月１日から施行するものでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○議長

続きまして

日程第８ 承認第１号 専決処分の承認を求めることについて

(和解及び損害賠償の額の決定について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第1号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

別に内容はいいんですけど、専決処分3件について、12月議会で報告できるのにしなかったことについて、今謝罪があってですね、当然、今後そんなことがないようにするということなんでしょうけども、なぜそうなったかという説明をしていただかないと、特にこれ、11月8日とか11月とかというのは、議会が終わるまで1か月以上あるわけですよ。その中でなぜそういうことが起こるのか、どうしてそうなったかというのをやっぱりちゃんと説明していただかないと、今後改善すると言うたって、次はしめせんと、そんなこと言たって信用できるのかという話になるんで、ちゃんと理由を説明してください。

○議長

総務部長。

○総務部長

ただいまの御質問にお答えいたします。

事故の件につきましては、今回に当たりましては、実際示談が成立し、その後、健保組合へ保険の請求があったと。実際払われた期間があったので遅れたというケースとなっています。今後につきましては、専決日は専決日として決まっておりますので、その日に合わせて議会のほうに報告したいと思っております。支払いの関係で今回遅れたケースで、報告が遅れたというような形になっています。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

いや、その専決処分するということは急ぐということでしょう、当然ね。そのことについてどうのこうの言ってるんじゃないくて、急いでやってるわけやから、当然直近の定例会なり臨時会があればですね、それで報告するというのが本来筋やから、そこんどこを何か軽視してるというのはどうなのと。

ほんで、あと条例の2件については、字句の変更とか、基本的に法律が変わ

って、それに伴う訂正だから別にいいんだけど、それでも施行してんのは、もうとっくの昔に施行してるわけです。だから専決してるわけでしょう。だから、そこはやっぱりもうちょっとちゃんとやっていただきたいなというふうに思いますんで、今後、そんなことのないように、ぜひしてください。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより承認第1号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（和解及び損害賠償の額の決定について）は原案どおり承認されました。
続きまして

日程第9 議案第1号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第1号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 8 番

まず、職員と一緒に率にするというふうに、これはそうしなければならないということなのかどうなのか、自治法上ね。そうでないのならば、なぜ職員と一緒に率にしたのか。その辺、どのようにして決定というか提案してきたのか、その辺説明していただけますか。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

ただいまの質問にお答えいたします。

地方自治法の改正によるものでは、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することができるということで、条例のほうで勤勉手当を支給すると、そういうことにしております。率につきましては、国の通知等を受けて、正職員同様に支給をするようにというような説明があったため、近隣の市町村、県下の状況も踏まえまして、4. 5月、正職員同様に合わせております。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 8 番

国から、できるだけというか、勤勉手当を新たに出すに当たっては、正職員と同じようにしてくださいという要請があったということですね。分かりました。

それからですね、これで相当人件費、増えるというふうに思うんですが、この勤勉手当、今回新たに出すことで、新年度予算でもいいですし、今年度で計算してるんだったらそれでも結構ですが、それは幾らぐらいになりますかね。

○ 議 長

総務部長。

○ 総務部長

現在の2. 35月から4. 50月ということで、2. 15月分が増加になります。年間で見ますと、約5, 500万円の増加と見込んでいます。

以上でございます。

○ 議 長

山口君。

○ 8 番

分かりました。相当金額がかかるということで。

12月議会でちょっと会計年度任用職員の問題については、議案審議でも、

また一般質問でも取上げさせていただいたんですが、毎年人事院勧告、もちろん上がるか下がるかということはあるんですが、基本的には人事院勧告についてですね、会計年度任用職員にも適用すべきだという主張をさせていただいたんですが、町長はですね、いや、平群町の財政状況を見て、また1年契約であること、ほんで今の条例内容がそうなっているののでできないというようなことでしたけどもね、あのときの議論でもしましたが、全国自治体、千七百幾つあるうちの6割はもう今年度やってるんですね。そういう意味では、もちろん財政はかかりますけれども、それについては、国が交付税措置すると言ってるわけですから、それは信用ならんとおっしゃったら、そこまで言われたらどうしようもないわけですけどもね、言ってるわけですから、それはやっぱりやるべきだと。そのためには、会計年度任用職員、今1年雇用ということですから、継続はオーケーなんですけど、その契約内容についても変更していこうという動きが自治体の中でも広がってるようです。その辺について、町としては、今どのように考えておられるか。どっちみち、今年のまた8月に人事院勧告があればどうするんだというのが12月の議会で、職員のほうは毎年条例改正してるわけですから、その辺について、今どのように考えているのか、その点どうですか。

○議長

総務部長。

○総務部長

令和5年度につきましては、県下、聞くところでは39団体中14団体ということで、36%が遡及しております。令和6年度ということで、直近のほう、いろいろ県のほうにも確認したところでは、なかなかまた遡及するかどうかについては難しいというような状況を聞いております。こういう状況ですので、今のところ、改定があるかどうか分かりませんが、平群町については遡及適用の予定は考えておりませんが、県下の状況も踏まえながら検討はしていきたいと、そのように考えています。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

そんな他人任せなこと言わんとね、平群町で働いてる人たちの、要するに雇用に関わる問題。今、いろんなところで処遇改善というのは、働き方改革のことも含めて、それと同一労働、同一賃金ということで、そういうのをしてるわけじゃないですか。奈良県三十何ぼって、奈良県が低いんであって、全国的に

は6割になってますよ、いろんな調査を見ると。5割は超えてるんですから。

だから、その辺、奈良県でも、近いところで聞いたら郡山は今年度やってますし、多くのところでやってるんです。国から金が出るんですよ。それも踏まえてね、やっぱり働いてもらう人たちに、気持ちよく働いてもらうということが大事なのであって、だから、そこんところは職員と同じようにするというのは、私は常識だと思うんで、これは絶対にね、今日結論出せとは、もちろんそんな話をしませんけども、ここについては、しっかりよそを見てとかいうことはやめて、平群町としてどうするんだと。平群町の中で働いてる会計年度任用職員の人たちの処遇をどうするんだという立場で考えていただきたいわけですよ。もちろん、財政がどうのこうのというのは、今日も最初の挨拶の中でありましたけども、それはそれでまた議論すればええことであって、どっちにしたって法律が変わって、国のほうも、人勧の問題についてもですね、国のほうはしっかり自治体やってくださいねって、金も出すと言ってるわけですからね。ほかのことは信用するのに、何でここだけ信用せえへんのか、私は理解できないんだけども、もうこれ以上答弁はいいですけども、そこはもう早めに結論を出してですね、どうするか決めて、またどっかで質問することになると思いますんで、ぜひよろしくをお願いします。

○議 長

森田君。

○11番

今ありました、改正をしてない市町村はどこなのでしょう。具体的に御答弁いただけませんか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

令和5年度だけ言いますと、全体で14団体は遡及するということになってますけど、郡内では全て遡及はされていないということでございます。令和6年度につきましては、今のところ、郡内では安堵町のみが遡及するというような状況を聞いています。

以上でございます。

○議 長

森田君。

○11番

生駒郡4町のうち、安堵だけが適用ということですか。あとは、財政もいい斑鳩とか三郷とかいうところはこの改正をやらないということですね。分かり

ました。

○議 長

ほか、ございませんか。須藤君。

○ 2 番

任期付き職員さん、半数近いというふうに聞いてるんですが、単年度で辞められたり代わったりという方ってどの程度あるのか。質問の趣旨はね、ほぼ同一の条件で働いておられて、多分、想像ですけど、単年度で辞める方なんてそんなにいないと思うんですよ。そういう意味では、しっかり雇用を確保するためにね、できるだけのことをしてやるというのは私は大事なことだと思うんですが、その点いかがですか。

○議 長

岡田課長。

○総務防災課長

会計年度任用職員の人数の関係なんですけど、一般会計ベースで、令和6年度で185人見込んでおります。今御指摘の、ちょっと変更の有無の関係なんですけど、当然町長部局、教育委員会部局あるわけなんですけど、大部分の方が、当然、任期1年間になってますので、再度雇用確認するに当たりまして、継続の有無等を確認させてもらった上で判断してますので、結果的にちょっと、大部分の方がそのまま継続での雇用という形になってると思います。

以上です。

○議 長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第1号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第1号 平群町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第10 議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第2号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

1年雇用の中でね、この育児休業というのはどういうケースが想定されるのか、ちょっとイメージ湧かないんですが、その点説明していただけますか。

○議 長

総務部長。

○総務部長

1年雇用であります。更新は一応可能となっておりますので、継続して来られる方が多いので、その中で、育児休業を取られる場合はそのまま取得できると、そのような形になっています。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○8 番

でも、4月1日から3月31日まで契約で、例えば3月から育児休業を取るとなったら、雇用はそのまま継続できるということですね。でも、町のほうは、いや、もう雇用は結構ですわと言えるじゃないですか。例えば、継続はしませんよと、本人が希望したって町のほうが、いや、できませんよ、しませんよということになったら育児休業なんか取れないじゃないですか、実際問題。それは、町のほうはそういうことはしないということですか。例えば、雇用契約が

切れる、だって、育児休業って1年間とかでしょう。1年間丸々、要するに、できないのに、町のほうはそれでも雇用をきちっとするということですか。しなければならぬということなのか、その点、要するに町長の裁量で、いや、もうそれは駄目ですよとかできるのかどうか、その辺、非常に曖昧なんですよ。要するに、雇用が1年という不安定な状況の中でのことですから。その点はどうなんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今、山口議員からの御指摘です。

育児休業を理由に雇い止めというのはできなくなっておりますので、基本的には、育児休業の理由だけでの雇い止めというのはできませんので、結果的に、もし本人から申出ありましたら、受容する形になります。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

それも曖昧やで。要するに、育児休業だけが理由では雇い止めはできないと。でも、ほかの理由を持ち出したら何ぼでもできるということにならへんか、嫌な言い方するけど。

だから、そういう場合はもうできない。要するに、雇う側が雇用契約を切れないというなら分かるんですけど、でも切れるんだったら、そんなん何ぼでも理由つけられるんじゃないのと。その歯止めはあるんですか。今度のこの条例とか、国が決めた中にそういうのは。いや、そんなこととしてはならないということになってるのかどうかも含めてね。今の説明やったら、それだけを理由では駄目だということやから、その辺はどうなんですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

育児休業の関係での会計年度任用職員のほうが実際受けられた関係もあるんですけど、実際、過去からのほうも、育児休業のほうの会計年度任用職員の実績もありますので、一応、町としてもそういう対応をしているという形です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第2号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第2号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第11 議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第3号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

ちょっと、限度額を先聞きますね。

平群町、ずっと1年遅れで、国のほうが限度額を、ここまでというのを毎年ぐらい改定というか、値上げしてるんですけど、平群町は1年遅れでやってましたよね。これ、奈良県で今度、県が決めた金額を平群町もそのままなぞるといいますから、限度額についても、じゃあ今度、例えば今年上がってるのかどうか知らないですけど、今までみたいに1年遅れじゃなくて、もうその都度上げていくのか、その点どうなんですか。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

賦課限度額についてなんですけれども、納付金を算定する際の、そのときの政令で定められている限度額ということになりますので、結果的には1年遅れの限度額を採用するということになります。

「今の状態やね」の声あり

○健康保険課主幹（東川美和）

今の状態です。今の平群町が採用している状態と同じとなります。

○議 長

山口君。

○8 番

どういうこと。1年遅れでやってたのは、そのまま1年遅れでずっとやるの。それは、よそもそうするの。奈良県はずっとそうしてんの、みんな。斑鳩や三郷はそんなこと聞いてへんよ。上がるときに一緒に上げてるよ、限度額も。1年遅れでやってた、これ去年決まったやつやね。今年は据置きということですか、同じ金額でこれ出してんのは。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

令和5年度までの賦課限度額につきましては、国が定める限度額までに行うことができるということです、その発表された翌年から採用する市町村もありましたし、平群町のように、翌年度から1年遅れで採用する市町村、多々ありますので。ただ、6年度の県統一に伴って納付金を算定するのが前年の12月から1月にかけてですので、そのときの限度額を用いて翌年度、スタートするという形に決まりましたので、こういう形となっております。

○議 長

山口君。

○8 番

分かりました。じゃあ大体今のままいくということ。

今の説明ね、今度大きく変わるわけですよ。その制度自体が奈良県では、県単位化の中での統一料率、要するに奈良県内どこに住んでてもという説明がありましたけど、これ、そういうふうには書いてるんやけど、ここの説明、ちょ

っとやっぱりおかしいんですよ。県単位化制度において同じ水準となる県内保険料水準の統一に伴って書いてあるんでしょう。ほんで、6年度からの市町村標準保険税率が示された。いや、市町村標準保険税率を示すというのは、これはこれまでも一緒なんであって、それがイコール統一料率ではないから、だってよそは大阪と奈良だけですもん、今んとこ、新年度から統一料率でやるというのは。滋賀県は、あと3年か4年後ぐらいをめどに統一するというのは新聞記事に載ってましたけど、それ以外のところではほとんど何もやってないんですよ。これまでの、今年度までの奈良県のやり方、要するにそれぞれの都道府県がそれぞれの市町村の標準保険料率を出してね、その金額によって、その金額で要するに、それぞれの都道府県に納めるということでやってただけであって、だから、ここの説明は私は不正確だというふうに一つは思うのと、それとね、これはっきりしとかなあかんのは、あくまでも統一料率と言ってるけども、それは何か、法的とか条例的に、平群町として絶対やらなければならないということではないわけですよ。これはあくまでも、知事と県内の39市町村長が合意してやってるだけのことなんです。そこはやっぱりちゃんと説明しないと、何かもう右に倣えでやらなあかんみたいでしょう。だって、それだったらもう県議会で全部決めればええわけですよ、料率を。なぜ決めない。法的には、それぞれの市町村が議決しないと、国保税条例は全部市町村で決めることになってるからでしょう。そこの説明が全くないんですよ、いろんなもので見たって。

今後、これが通って、当然広報なんかでも紹介されると思うんですけどもね、そこんところはちゃんと正確に書いてくださいよ。その辺はどのように考えてますか。広報やホームページでそういう説明をきちんとするのかどうか、その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

ただいまの質問です。

統一料率につきましては、議員も御承知いただいてるように、これまでずっと県全体として取組を進めてきたところです。それは、県と市町村との合意に基づいて統一しましょうということで取組を進めて、平群町も統一に従うといえますか、県全体と同じように進めていくということでこれまでお答えさせてもらってます。ただ、表現が正しいか正しくないかというような話、これは今までの経過を踏まえて、全然問題のない表現であるというふうに考えておりますし、そういった形で、今後、皆さんには広報やホームページを通じて適切に

説明したいというふうに考えます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

これが間違ってるというてるんじゃないよ、不十分だって言ってる、この書き方が、もちろんね。だから、そこんどこね、誤解を与えるんですよ。何かね、もうそれやったら、別にそれぞれの市町村の議会で議決する必要ないのよ。ほんで、極端な話、別に西脇町長が、県は言ってるけど、私はこんな料率、加入者にはようできませんから、下げて出しますってできるのよ。ただ、そのときは県はペナルティーするやろうけどね。ペナルティーする権限が県にはあるからできるけれども、そこはでもね、やっぱりはっきりしないと、いや、もうどうしてもこんなに高いのは許せませんということで出す市町村長がいるかもわからんからね。そのことを言ってるので、ホームページとかで紹介するときはそうしてくださいね。

それとね、今回料率だけこうしますと。要するに、県が決めた統一料率で決まった料率がこれですからこれですと議会に出してくれてるけど、じゃあ何で統一料率がこの金額になるのかという説明は全くないじゃないですか。その説明をまずせなあかんでしょう。分かりますか。例えば、平群町で税率変えるとき、いつもどうしてますか。もちろん、国保の運協は開いてます。でも、議会にも事前に、委員会なり全員協議会なりで、当然、なぜそうなるかという説明が必要でしょう。ほんで、議会運営委員会には当然資料を出してですね、何でそうなるかというのは別に出てないけども、県が示した奈良県全体の医療費がこれだけかかると。当然そこから逆算していけばこうなるよと。でも、これまでは標準、平群町だったら例えば収納率高いからこれぐらいですよと、所得がよそよりも高いからこれぐらいですよと、全部そんな計算して出してきたわけじゃないですか。今回はそれも全く関係ないわけですよ、奈良県全体一緒ですから。だから、要するに加入者の所得の高い自治体も低い自治体も、基本的に同じ料率を掛けなさいと。ただ、県のほうに入ってくる収入を変えてるのかどうか、変えてるんでしょう。当然平群町はこれぐらいだろうと。そういう問題もあるんで、なぜこの金額になるかという説明。嫌な顔してるけど、本来せなあかんのですよ。だって、じゃあ住民にあなたの来年4月からの国保税こんなだけですよと。なぜそうなったんですかと聞かれたらどう答えるの。知事が決めて、平群町の町長もそれに了解したからこうなりましたって、そんな説明じゃ済まんでしょう。そこを説明してくださいよ。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

積算根拠の説明ということです。

積算につきましては、まず、県内統一の基準による算定であるということです。奈良県全体の医療給付費、後期高齢者支援金分等の介護給付費の見込額から国庫負担金などの公費等の見込額を差し引いて、県全体の保険税収納必要総額というのを算出し、各市町村の保険税収納の必要額として割り当てられています。このとき、市町村ごとの医療費水準には反映しないこととされており、高いところ、低いところありますけれども、それは反映せずに全体という考え方で算定しているということで、高額医療費の発生など、リスク全体を県全体で分散して公平化を図るといった形で、それぞれの市町村に、割り当てられた金額が所得総額や被保険者数、世帯数を用いて、標準的な収納率99%を用いて税率計算をされているというところです。

○議長

山口君。

○8番

説明は難しいと思うんです、確かにね。県全体の医療費の計算をして、それに基づいて割り振るんだけど、そこでちょっと問題になるのはね、今、医療費水準は反映しないと。医療費水準は、要するに、それぞれの市町村が県に納める金額には反映しないと。でも、所得水準は反映してるわけでしょう。所得水準とか、もちろん人数、被保数とか、全部そういう数字は反映してそれぞれの市町村にこндаけ払いなさいと。料率是一緒ですよ。料率は、被保険者のほうが払うのは一緒ですけども、平群町の財政として考えた場合は、当然そういう計算の下に平群町はこндаけですよと。この標準料率でお金を集めた金がこндаけあって、こндаけになるというのは、当然、それぞれの加入者の所得水準も、大体平群町はこんなもんだろうと過去のデータから出してきてやってるわけですから。それが当然狂うわけじゃないですか。そのとおりにならない。そのとおりならなかったらどうするのか。精算するんでしょう。その精算というのは、何と何を、要するに納付金、言われたとおりの保険料で集めまして、県の言われた水準の収納率もありましたと。それでも、しかしでも、足りなかったんですと、県に払う金がね。保健事業は別にして足りなかったんですと。その足りなかった金は何で足りなくなったのか。原因は、例えば被保数が、県が思ってたよりも少なかった。所得水準が想定したより少なかった。その場合に調整するわけでしょう。それは、どのような精算の仕方をするのか、その点どのようになってますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

今回、統一料率ということで、納付金の補正制度の導入というものをされております。これは、市町村がそれぞれ被保険者から納付される保険料収入を県に納付するという原則で、県が算定時に見込んだ市町村の所得水準、被保者数、世帯数に基づいて配分されたということで固定されるため、乖離が生じるということで、市町村国保に納付金財源の過不足が生じるということをや、今お話しいただいたと思います。それで、そういうことにならないように、所得水準、被保険者数、世帯数の実績に基づき、補正を行うということになっており、時期につきましては、1回目が当該年度の12月に中間補正を行うことで、翌年の12月に確定決算額補正を行うということで、実態に近い形の翌年度精算の形になり、これを繰り返していくというような形で進めるということになっております。

○議長

山口君。

○8番

なるほどね。1回じゃなくて、これまでみたいに、年度変わってすぐの精算じゃなくて、ちゃんと途中で1回見て、その後、決算を見て。そしたら、もう毎年、前の年とか前年度か、ややこしい会計になるということやね。今までと違った会計になるということやね。分かりました。

それからね、さっき医療費水準は反映しない。これはちょっと大変ですよ。なぜならば、これまでの各市町村で国保をやった場合は、当然医療費を下げるために、予防医療とか、要するに病気にならないような施策をいろいろ取って、国保ができるだけ上がらないようにしようとしてですね、その結果、保険料を抑えるということもできなくなかったわけです。でも、これは県全体ですから、平群町全体で、奈良県135万人のうちの1万8,000人ですからね、1.5%ぐらいでしょう。だから、それぐらい、じゃあ平群町の国保加入者、今は5,000人足らずですけども、何ぼ病気していっぱい医療費使おうと、別にええやんかと、平群だけじゃないですよ、なるんじゃないのと。ここはやっぱりもうちょっと、だから県として、保健事業をどうするかという議論が本来あるべきだと思うんですが、その辺の議論というのはされてるんですか、町長。統一料率にするのはええですけど、絶対あかんとは思いませんけども、そこんところがどうなのかというのが1点、もし分かるなら教えてください。

それから、さっきペナルティーがあるんじゃないかと私言いましたけれども、

実際、どういうペナルティーがあるのか。要するに、一つは統一料率にできなかった場合、町長が、いや私はしませんよと、さっき、そういうこともあり得ると私言いましたけど、その場合、例えばの話ですけれども、どういうペナルティーがあるのか、その２点、ちょっと説明していただけますか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員、申し訳ないんですけど、ペナルティーは分かるんですけど、ペナルティーの前の議論というのはどういう内容の議論をしているのかということです。

○８番

まずペナルティーだけ。

○住民福祉部長

そうしましたら、ペナルティーについてどういったペナルティーがあるかということでお答えさせていただきます。

まず、統一税率をしない市町村は納付金の抑制措置が受けられなくなると。これは、抑制措置といいますのは、県への公費、それと県が持つ基金を取り崩して、各市町村の納付金について抑制を行うということでやられます。平群町の場合は、約２，０００万円程度の納付額が抑制されるということになっております。ただ、こういった各市町村のそれぞれが抑制されるんですけども、統一税率としなかった場合についてはそれが受けれないということで、丸々、抑制した額が納付金として納めなさいというような形になるということです。

また、先ほど山口議員がおっしゃっていただきました医療費の高額医療費の加味等のことは、統一料率を適用しなかった場合はそれぞれ市町、高い市町村もあれば低い市町村もあるけど、高い市町村であれば、高いままの算定をされるというような形になるということです。

以上です。

○議長

山口君。

○８番

最後のところ、それは分かっているんですよ。さっきもだから、それは言ったでしょう。所得水準によって違う。だから、奈良県で言ったら、生駒市とか奈良市とかは高くなるし、平群町も若干よそよりは高いというふうに思うんですけども。

それで、もう一つ聞いたのは、医療費水準が反映されないと。医療費水準っ

て要するに、医療費が幾ら高くなるだろうが、その年ですよ、上がっていけば、それはそれがだんだんだんだん全体に保険料は上がるわけやから当然なんですけども、例えばその年に医療費がばっと上がろうが、よそが上がろうが、どこが上がるだろうが、例えば平群町が突出してよそより高いとなったら、それを平群町だけ高くするということはしないということでしょう。それを言ってるんですよ、だから。

それだったら、保健事業をね、予防医療、要するに病気にできるだけならない、高額医療費がかかるようにできるだけしないというような、そういう予防的な行政としての事業をどこもしなくなるんじゃないのと。単独でやったって意味がなくなるんじゃないかという。もちろん、住民に対するサービスとしては、例えば平群町でやってる人間ドックとか健診は別ですよ。例えばもっと、それだったら、奈良県全体で、じゃあどう医療費を抑制するのかというのを考えなあかんわけでしょう。そういう議論がされてるのかと聞いたわけ。そうでないと、医療費なんて天井知らずに上がっていくわけですからね、そんな議論ももちろん。それと、各市町村でやってる保健事業をどうするのかという議論もないでしょう。要するに、それは今までのあなたたちの答弁は、国保会計に残ってる基金を使うという話。基金なんか絶対なくなるじゃないですか、そうなってきたら。だって、保健事業は全部赤字分になるんですから。だって、単独事業としてやってるんだから、県のほうはそれ見てくれないわけでしょう。普通にいけば、それは全部赤字になって、例えばそれが毎年2,000万円かかるんだったら、今平群町は2億円足らずしかありませんから、10年もたないんですよ。その後、どうするんですか。でも、県は一般会計から繰入れしたらあかんと言うんでしょう、国保会計に。そういうことも考えるならば、医療費を上げないための施策なんかはそういうところで話合いされてるのかどうか、そこを聞いている。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

医療費の抑制等についてなんですけれども、医療費の適正化に関する取組ということで、県全体でも、例えば糖尿病であるとか、がんであるとか、そういったものを抑えるための、どういうふうにしていったらいいかとかというのをいろいろ調べたり、調査したり、取り組んでいったりということはしてます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

いや、それやったら、各市町村でやってる保健事業を県の事業として取り入れられるようにね、それこそそれぞれの自治体から意見を言う必要があるんじゃないですか。これまでのいろんな県単位化になってからの話を聞いていると、とにかく県の決めた方向どおりやらないと、一切自由にできませんよ。例えば、斑鳩町なんかはこれまでずっと一般会計から法定外の繰入れしてたわけですよ。平群町は金ないからやってませんけども、そういうのを一切全国的にできないようにしてきてるわけですよ。だから、どんどんどんどん医療費というか保険料が上がっていったるわけです。それやったら、平群町は39市町村の1自治体でしかないですけども、それぞれの自治体がこれまでやってきたそういう医療費を抑えるような保健事業を県の制度としてやるように物を申していくべきではないですかと言ってるわけですよ。町長、その点どう思いますか。いろいろ今でも、知事代わってあるのかどうか分かりませんが、奈良モデルでいろいろ知事と市町村長の会合があるわけでしょう。中南和は今何かもめてるみたいですけど。そういうところでもしっかりとね、今の知事がどういう姿勢かちょっと分かりませんが、意見として言う必要があるんじゃないですか。それは別に何も町長だけじゃなくて、担当者会議とかもあるわけですから、そこで県の担当者にもしっかりと物を言ってもらおうということが大事だと思うんですが、それは部長答えてくれたらええけど、その点はしっかりと物言いますか、どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

医療費の抑制、予防というようなことも含めて、保健事業の在り方については、当然現在も町の独自事業としてやってる部分もございます。そういった中で、県全体としてこういった事業ということについては取り組むべきできないかというような意見は、機会があれば当然申し上げたいというふうに考えます。

○議長

山口君。

○8番

機会があればじゃなくて、当然担当者の会議とか、県からの説明とかがあるわけでしょう。そういう機会はしょっちゅうあるわけじゃないですか、担当者の場合は。だから、それはしっかりとやってくださいね。

それからですね、じゃあ例えば収納率が低くなって赤字になった場合は、これは県から金借りてとか、基金があるうちは基金から補填できるでしょうけども、県から金借りて、次のときは、しっかりと集めるようにするっていうんだ

けど、これも何かけったいな制度だなというふうに思うんですけれども、本来、足らんかったら一般会計から繰入れするとか、それは絶対したらあかんみたいなことになってるんで、じゃあ逆にね、今県は、収納率の問題で、町村は99%、これは前年度の滞納分も入れた率が現年調定額に対して99%ということなんですけれども、平群町はちょっとそれを切ってるみたいなことをこの前ちらっと聞きましたが、当然、毎年99%ずつ集めてたら滞納も少なくなっていくわけですから、それが納められなくなるというのがあるかも知れませんが、逆に、じゃあ100%納めてるところが吉野郡には何か所があるんですよ。100%納めたら当然余りますよね、精算も全部含めて考えれば。余るということは、余った場合はじゃあこれどうするんですか。一般会計から繰入れはしたらあかん。余った金は保健事業に使えということなのか、その辺も非常に曖昧でね、余ることがあんまりないので考えてないのかもわからんけど、そういうところも、今度の制度では私は、だって、黒字になったからって引下げできないんでしょう。ただ、赤字になって、足らなくなったら引上げはできるってちらっと聞きましたけど、それは間違いないですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

赤字になった場合です。赤字になった場合は、県から借入れというような形の中で補填をしていくということで、その分を税に上乗せするという事となるんですけれども、ただ、すぐに、赤字で借入れしたから直ちに増税すべきというものでもないというような、県としては、ちょっと柔軟な考え方を持っていただけるようになってるんで、ちょっとどういう対応になるか。ただ、赤字になれば黒字になる場合もあるんでということで、その上でというような対応をしていきたいというような形となっておるということです。

○議長

山口君。

○8番

分かりました。まあまあけったいな話なんですよ。

黒字になっても下げたらあかん。赤字になったら上げてもええよっておかしいやん。統一料率だったら、それを上げても下げてもあかんのと違うの、普通。住民が聞いたらどう思う、これ。もう本当に行政が楽やなど。足らんかったら上げられるねんから。余ったら、じゃあ返してくれへんねんからね。そんな制度あんのかよって思いますけど、ちょっと不思議やなというふうに思います。

それから、さっき言ったように、もう1回、これだけ確認。保健事業を一般会計から繰入れするということは県は認めてるんですか、認めてないんですか、国保会計に。それが一つと、これはもう端的、できるかできないかということです。

それと、今回の保険料改定、私の計算では平群町は下がるんですよ。上がる人も若干いるんですけど、総額では下がるんです。幾ら総額で下がるか、その2点。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

失礼します。令和5年度の税率で計算するものと、改正で、今回統一になる税率で計算するものとの差額なんですけど、医療給付費分については、約2,800万円安くなります。後期高齢者支援金等分については1,800万円ほど上がります。介護納付金としまして、100万円ぐらい上がります。トータルとしまして、約900万円弱、870万円ぐらい安くなるという試算結果が出ています。

○議 長

山口君。

○8 番

例えば、令和5年度ベースでどうなるかということ、6年度はええねん。要するに、5年度ベースでやってもらわないと、人数減るからね、毎年200人ぐらいずつ被保険数減ってるでしょう。それ入れるとややこしいから、だから5年なら5年で、それか、6年度なら6年度で、今度の予算に出てる金額と改定前の金額で6年度を計算したらどうなるか、そういう試算してくれてるのかどうか分かんけど、その同じベースでどんだけ違うかというのを聞きたいのよね。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

すみません、ちょっと説明に不足がありました。今申し上げた結果についてなんですが、令和5年度の当初の頃のデータを基に、現行税率と統一税率との、同じデータで比較しております。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

僕の計算とはちょっと違うんやけど、どっちにしたって大体2%ぐらい下がるんですよ、計算すると、全体ね。2%下がるんだけど、上がる人も当然いてる。なぜかといえば、均等割、全部上がってるんですよ、県のほうは。ということは、要するに、応益割を率50%に多分してるんだと思うんです、県のほうはね。その関係だというふうに思うんですが、これはちょっと非常に不満なんですけれども。

それと、さっき一つ聞いた保健事業は一般会計から繰入れができないんですね。してはいけないというふうに県からは言われてるんですよ。

○議長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

保健事業の一般会計繰入れについては、繰入れしてはいけないという中には含まれておりません。

○議長

山口君。

○8番

ということは、裁量でできるんやね。やるかやらんかは、それはそれぞれの市町村の判断、そういうことやね。分かりました。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○11番

参考までに、令和5年度の決算見込みが分かればお教えいただけませんかでしょうか。

○議長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

令和5年度の決算見込みとしましては黒字で、1億6,300万円程度黒字となります。

○議長

森田君。

○11番

それとですね、1億6,000万円黒字になってですね、繰越しも入れて、剰余金が幾らになって、その用途は以前もお聞きしてたと思うんですけども、保健事業に使うということで間違いなのか、ちょっとその辺、お答えいただけませんかでしょうか。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

前年度繰越金としまして1億8,200万円ございます。歳入歳出の収支としまして1億6,300万円となります。そこに基金がありますので、剰余金合計としては、見込みとして1億9,200万円となります。

それから、この残りました剰余金等についての使い道なんですけど、県のほうからは、税収入の収入欠陥に使うことはしてはならないとなっております。納付金を納めるのに不足する分の補填については構わない。それと、保健事業等を町長の裁量で事業を行う場合については、それに使っていくことは可能だということ聞いております。

○議 長

森田君。

○11番

私が聞いているのとちょっと違うんですけども、2億円ほど余るものは、人間ドック等の助成の保健事業に使うというふうに聞いてたんですけども、それと、ちょっと今のように補填にするような話もあったんですけども、どちらもやるということですか。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

剰余金につきましては、市町村の責めによる収納不足で納付金が払えないというような場合にはそちらに使うことが可能です。剰余金があるからといって税率を下げるというものに対する使用方法については駄目ということになっています。議員がおっしゃるように、保健事業、人間ドック等ですね、町長がやると認めているものについても使って構わないというふうに聞いております。

○議 長

森田君。

○11番

ありがとうございます。ぜひとも人間ドック等の保健事業に使っていただきたい、それをお願いしておきます。

一般の住民の方は、あんまり難しいこと言っても分からないので、保険料が令和5年に比べて6年度は幾ら下がるのか、それが知りたいと思うんですよね、標準でも結構ですから、幾ら下がるんでしょうか。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

すみません、先ほどの令和５年のベースで計算させていただいた中で、１人当たりの保険税調定額というものを出示させていただいたら、全体での人数で割った現行税率では１人当たり１０万９，３００円となります。改正後の統一税率で計算する場合は１人当たり１０万７，２００円となります。その差額で２，１００円ぐらいお安くなる予定です。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○１２番

そもそも、単一の奈良県の制度をされようとしたのは、合併が奈良県はあまり進まなかった。奈良モデルとしてやろうということで、当初されたというふうに聞いてます。

今回のこの統一については、山口君が先ほど単一については、大阪府と奈良県、全国で二つやと、そのとおりであります。非常に全国的に注目をされてる今回の奈良県の単一の国保の統一でございます。

そこで、ちょっとお聞きしますけれども、今まで平成３０年から激変緩和措置ということで、各市町村に対応されてきました。その激変緩和措置は令和５年度をもって終わるわけですが、先ほど、納付金の抑制ということで、新たに２，０００万円ほど下がるということは、ここの、これは山口君が委員長と思いますねけど、平群町国民健康保険事業運営に関する協議会、今年の２月２１日の資料があるわけですが、これを見ますと、平群町は、令和６年１月の算定では、抑制策をする前は５億７００万円ぐらいの納付金が必要やということを提示しているわけでしたが、これ、納付額を抑制策をされることによって、約２，０００万円、４億８，７００万円ぐらいになるということは、それだけ住民にとっては減になるわけですがという認識で、まずもって理解してよろしいですか。

○議 長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

議員のおっしゃるとおり抑制されております。そのとおりでございます。

○議 長

馬本君。

○１２番

先ほど、医療費の水準、奈良県の水準云々とかいうことで、各市町村によっ

て、単一によって水準の計算はしていないということで、いろいろ議論ありましたが、私の、このちょっと調査を見ますと、第２期奈良県国民健康保険運営方針資料では、平成２９年から令和４年度の中で、平群町は、１人頭、１人ですよ、４７万６，２６４円の医療費が必要になってきておるわけでございまして、そのときの奈良県の平均では４０万７，０００円。ということは、平群町の住民にとって医療費が助かるという水準の計算の仕方というふうに理解してよろしいですか。

○議長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

議員おっしゃるとおりです。

○議長

馬本君。

○１２番

それと、先ほど、一般会計から、なぜ繰入れできへんねん、これは法律上云々ないとかいうことも御答弁されましたが、大体が、皆さんが社会保険に加入されてる方がたくさん平群町もおいでになるわけでございます。社会保険加入者については一定の理解を得られないということで、負と益の統一を持とうということでされたんじゃないかなと、私はそのように想定するわけでございますが、その点どうですか。

○議長

東川健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（東川美和）

おっしゃるとおり、公平性の観点から国保の方のみに繰入れするということろから、そのように今、運んでいるところとなります。

○１２番

議長、結構です。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○ 8 番

今回の国民健康保険税条例の一部改正については反対をいたします。

まず、6年前の県単位化制度で、都道府県が各市町村の実情を判断して各市町村の必要保険料額を算定することになり、それまでの市町村独自の保険料算定が困難になりました。さらに、今回の統一料率で、法的には保険税は市町村が決めることになっているものの、実際には独自の算定が事実上できなくなりました。また、収納率が落ちて、市町村の国保会計が赤字になれば、保険税を上げることはできますが、一般会計など他会計から繰り入れられないこと。黒字になったとしても税率は下げられないことなど、自らの自治体の国民健康保険でありながら、その運営の裁量権がことごとくなくなっています。これでは、現在の県単位化制度を市町村と県の共同運営とは言えないのではないのでしょうか。

また、これまでの健康維持だけでなく、国保税抑制のために取り組んできた疾病予防などの市町村独自の保健事業も、基金が枯渇すれば一般会計でできるというような話もありましたけれども、実際にはなかなかできにくい状況です。そうなれば、今まで以上に医療費が増嵩することになるのではないのでしょうか。

今回の統一料率で、本町は7年前に、国保税を間違った見込みで1.6倍もの増税をし、その後2回引下げをしましたが、それでも今回の統一料率よりも高いため、所得割と均等割のバランスで一部増税もありますが、総額で2%足らずの引下げになります。例えば、保険料収入350万円、40代の夫婦と小学生2人の世帯、これを現在の保険料と統一料率を試算すると、本町の場合は1,600円の増税、この部分は増えます。一方、三郷町は1万8,600円、斑鳩町は3万1,900円の増税になります。よそのことですから、それがどうしたんやということを言われるかもわかりませんが、これぐらい高くなっているということです。もともと平群町がそれだけ高いということです。

いずれにしても、この県の単位化、県保険料率の今のやり方が続けばですね、国保税は天井知らずに引上げせざるを得ない状況になります。基本的には、国がこの間引き下げてきた国保への財政出動を以前の当初のものに戻していく、このことが基本になるわけですがけれども、いずれにしても、被保険者の暮らしを守る、そういう立場からはですね、今回のこの県の統一料率についてはですね、私は非常に危惧するものだというふうに考えています。本町の税額全体として引下げにはなりますけれども、そのことを考慮しても、この統一料率については賛成できない。よって、本条例改正案には反対をいたします。

以上です。

○ 議 長

ほか、ございませんか。森田君。

○ 1 1 番

議案第 3 号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、賛成の立場で討論いたします。

国保事業は、国民健康保険制度改革で国保業務の事務の効率化、標準化、広域化を進めるため、市町村が担っていた国保運営業務を都道府県と市町村が共同で運営することになっており、令和 6 年度から、県内どこに住んでいても、同じ所得、家族構成であれば保険税は同じとなる県下統一になる方針は既に決まっていたわけであります。それに基づく国民健康保険税率を改定する議案であることから、本議案に賛成いたします。

○ 議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

反対討論、おらへんの。ええんか。

○ 議 長

いいですか。馬本君。

○ 1 2 番

議案第 3 号 平群町国民健康保険税条例の一部改正条例案について、賛成の立場で討論させていただきます。

国保の安定運営のため、平成 27 年 5 月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法などの一部を改正する法律が成立する以前に、奈良県は、平成 24 年度から奈良県独自での県広域単一化の検討が重ねられ、市町村長サミットでも協議が進められてきました。平成 30 年度から県下 39 市町村長合意の上、県単一化完成に向け、今日まで検討されてきたところであります。本町も、令和 6 年度に県単一化が実現する運びと現在なろうかということになっております。奈良県では、同じ所得、被保険者数であれば、県内どこに住んでいても同じ保険料水準とすることで、受益と負担の均等を図ることを目標とされております。

今日まで、保険税の負担を抑制するため、移行期間中には激変緩和措置が設けられてきましたが、今年度をもって廃止されます。令和 6 年度より県全体の抑制措置が取られることとなっております。必要な保険税収入が抑制されます。本町の場合、県納付金のうち、医療分で約 5 億 7 0 0 万円が、抑制後、4 億 8, 7 0 0 万円で、約 2, 0 0 0 万円の負担が軽減されるわけでございます。また、令和 4 年度の被保険者 1 人当たりの医療費は 4 万 7, 2 6 4 円、県平均が 4 万 7, 9 2 0 円と、6 万 8, 3 4 4 円平群町は高い状況になっております。

医療費水準を保険料に反映しない奈良県の完全単一化は、本町にとっては大変すばらしい方式であると言わざるを得ません。奈良県が実施する完全単一化は、被保険者にとって大変すばらしい制度であると考えます。よって、議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部改正案については賛成をいたします。

以上であります。

○議長

ほか、ございませんか。山本君。

○5番

議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の県単位化制度は、平成29年より県単位化を目指し、いよいよ令和6年度より運用されます。平群町も県単位化になるまで、安定した国保財政を運営するため、県内でも高い国保税を被保険者の皆様に御負担を頂いてきたところであります。

今後の平群町としましては、被保険者数が減少傾向にある中で、高齢化に伴い、高額医療費が発生するリスクが非常に高く、安定した国保財政運営が困難になることが予想されます。相互扶助で成り立っている国保ですが、全国的に制度自体に限界が近づいていることも事実であり、新たな制度にチャレンジしながら、今後も新たな国の方針の転換が必要ではないかと思っています。まずは、この県単位化制度の運営に従いながら、保健事業やフレイル予防事業も継続し、被保険者の皆様の安全・安心の生活を提供することが重要ですので、この条例には賛成いたします。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第3号 平群町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

11時5分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時53分)

再 開 (午前11時05分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

日程第12 議案第4号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第4号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

ちょっと大幅な値上げということになります。なぜこれだけの金額を上げなければならないのか、町としての立場で当然説明があってしかるべきだと思うんですが、それが一切今の提案にはなかったです。当然、介護給付費は年々増加し、新年度からは9期、これまで既に24年間、今年度は24年目で24年間やってきたという中で、当初に比べれば相当な保険料になっているわけですが、まず、なぜこの金額で提案することになったのか、その説明をですね、時間のこともありますから、詳しく言えとは言いませんが、説明をしていただきたい、それが1点ですね。

それから、もちろん保険料の決め方というのは、簡単に言えば、総給付費に対して、7期からこっち、全体の23%が65歳以上の1号被保険者の割当て分と、若干中身違うのがありますが、割当て分だと。あと残り27%が2号被保険者の40歳から64歳の保険料で、あとの50%を公費で賄うと、こうなってるわけですが、ただ、平群町の場合、この23%だけじゃなくて、

最近若干増えてきましたけれども、全体の５％を占める調整交付金が平均より、本来なら５％以上もらえれば一番いいんですが、実際は、少ないときは２．何％、３％程度ということもあります。今回の計算では、事前に聞いた話だと、５％近くまではいってますが、それでもマイナス分。その分についても１号被保険者が持たなければならない。さらに、１年半前からですかね、デマンドタクシーの、要するに保健福祉事業についてもですね、これは全額保険料にプラスされるというようなことももちろんあってですね、その辺も含めてどうなるのか。３年間の保険料ということで出すわけですから、その辺の説明をまずしてほしいのと、だから、今言った調整交付金や、また被保数によっても金額変わってきますから、その辺の説明をまず最初にさせていただきますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、まず今回御提案をさせていただいております保険料額、年額、また月額、それに至ります経緯といいますか、積算の根拠についてということでの御質問であろうかと思しますので、まずもってそこから御説明申し上げたいと思います。

９期、次期３年間にかけます介護保険に関わります給付費ですね、標準給付費と地域支援事業についての費用、これが６８億３，４７１万４，０００円、これ３年間の給付費でございます。これが、第１号被保険者の保険料算出に係る基礎となる給付費ということでございます。

先ほど、議員お述べのとおり、その２３％が第１号被保険者の保険料の持分でありますので、１５億７，１９８万４，０００円、これが費用の負担分ということになります。そこに、国からの調整交付金、これは５％が基本ではございますけれども、それぞれの市町村の所得の分布状況、また高齢者の年齢割合などによって、これ割合は変わってくるんですが、平群町におきましては、本来５％もらえるべきものが、今回見込みとして３．５％ということで、その不足分が４７３万４，０００円、これをプラスしないといけないということでございます。併せて、町の独自事業となります保健福祉事業費などの費用が５，２５０万円ということになりますので、それらを先ほどの給付費に加えますと、１６億２，９２１万８，０００円、これが、次期３年間で６５歳以上の方々に持っていただく保険料の必要額ということが算出されます。

次に、それら必要な額に国からの補助金等がございます。その国の補助金が１，６００万円。今回、提案に至りますに当たりまして、基金から繰入れを予定しております。１億７，０００万円の基金を投入することによって保険料額

の急激な上昇を抑えるということで、1億7,000万円を繰入れする予定といたしております、それらを差引きしますと、14億4,321万8,000円になります。そこで、保険料の予定収納率、100%入れればいいんですけども、見込みとして99.8%を見込んでおまして、また、3年間の所得段階別の加入割合補正後の被保険者数2万1,482人で割り戻すことによりまして、年額6万7,300円、そして月額5,610円の保険料基準額ということで算出したということでございます。

以上、簡単ではございますが、算出の根拠ということで、よろしく願いいたします。

○議長

山口君。

○8番

一つは基金について聞きますけども、1億7,000万円取り崩すと。この間の議論の中で、12月議会でもやりましたが、基金、今の予定では2億7,000万円ぐらいは残るというふうに聞いています。ということは、計画どおりいったら、9期終わった段階で、3年後、基金1億円を残すと、こういうことだというふうに思うんですが、その根拠は何なのか、これもちよっと答えていただきたいんですが。

8期の計画のときはですね、4億5,000万円ほど、そのときの時点で、実際には4億6,000万円残ったんですけども、4億6,000万円あったうちの3億円取り崩して、8期終わった段階で1億6,000万円残ってれば計画どおりでした。しかし、実際は2億7,000万円残ったわけですから、予定より1億円以上、要するに乖離があったわけですね。私、計算できませんから、総給付費が幾らか、今68億3,400万円とおっしゃったけれども、これが正しいのかどうかはもう検証のしようが私にはない。当然、介護保険の策定委員会でいろんなもの、国の方針とかそういうことも含めて積み上げた結果、町内の介護事業所のこと、そういうことも全部積み上げた結果、こうなってるんだと思うんですが、8期の現在の実績見込みに比べて16%上がってるんですよ。これが高いのか低いのか、いろいろ議論のあるところなんですけど、前回7期の実績から8期の実績でどれだけ増えたかというと、大体15.5%ですから、それを見ての数字だと私は思ってるんですけども、ただ、その前なんかは逆にマイナスになった期が1回だけありましたよね。それはめったにないんですが、ただ、この16%の引上げ、これだけ本当に、パーセントだけで言うと必要なかどうか、その辺もちよっと、実際やってみないと分からないわけですけども、しかし、今これだけいろんな物価が上がってる中でです

ね、介護保険料をここまで上げる必要があるのかというのが率直な考え、思いなんです。

そういう点で言えば、この総給付費をやっぱり私はもうちょっと見直す必要があるというのが一つと、それともう一つは、1億7,000万円、もっと取り崩したらいいんじゃないのと。以前も言いましたけども、例えば斑鳩町はどういうふうにしてるかというのと、残す基金、残る基金を逆算で5,000万円と決めてるんですね、あればですよ。思った以上に伸びれば、だから毎回、5,000万円だけ残るように、それ以上の基金は全部取り崩して保険料の軽減に充てる、こういうふうに自らが決めておられるわけですよ。今回もどうもそうして、斑鳩町は現在の保険料が平群町より大分高いですけども、下がるそうです。今回9期、まだ正確な数字は聞いてませんが、平群町こんだけ上がりますから、当然斑鳩町のほうが相当低くなるというふうに思いますね。何が言いたいかというと、そこんところをね、だから、基金1億7,000万円、私は全額取り崩せとは言いませんが、1億円も残す必要ないやろうと。せめてあと5,000万円は取り崩すべきではないかというふうに思うんです。

それと、以前から言ってますデマンドタクシー、全額介護保険でやるのは間違いだと。65歳以上全員が利用できるわけですから、当然一般会計から、以前フレイル状態の人までという条件をつけた部分は別にしてですね、それ以上の分については、当然一般会計も、このデマンドタクシーには拠出すべきだと。それが私は道理だというふうに思うんですね。その分、今度5,250万円、3年間で予定してるんですよ、たしか。そのうちのやっぱり3,000万円ぐらいはね、毎年1,000万円ずつぐらいは、一般会計からこのデマンドタクシー代として出すべきだと私は思うんです。そういうふうに考えられないのかどうか、その点どうなのか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

数点御質問いただきました。

まず1点目、基金の取崩し額ですね、1億7,000万円にした根拠でございます。

議員おっしゃっていただきましたように、今現在、令和5年度決算見込みで2億7,000万円の基金が積み残る見込みでございます。そのうち1億7,000万円を取り崩して1億円を基金に残すということでございます。9期の保険料算出に際しまして、やはり基金を投入しなければ、急激な保険料、今お示しさせていただいてる保険料を、なおかつ上回る保険料額になります。この

上昇額を抑制するということで、基金の取崩し額、これ幾らにするのかということで、我々も数パターン考えさせていただきまして、委員会の中ですけれども、提案をさせていただいたところでございます。

9期に持ち越されます基金2億7,000万円の中から、これから次期3年間、また10期を見越した上で、本町におけます後期高齢者の割合のピーク、これが10期になるわけですが、これらを見越した上で、1億7,000万円を取崩しをさせていただきまして、10期に1億円を繰り越す中で、保険料の上昇幅を10期に向けてより緩やかな上昇率ということを実現可能とするために、それらを根拠で、我々は1億7,000万円ということで、先般開催させていただきました介護保険の策定委員会の中で御提案を申し上げ、今回、条例案としてお示しをさせていただいておるということでございます。まず、1点目でございます。

次に、2点目でございますが、9期の介護給付費、8期、ほぼ97%程度の計画に対しての実績という見込みではございます。計算によりますと、約1億円程度云々というお話がございました。そういった意味から言いましても、16%の今回の上昇ですね、大き過ぎるのではないのかという、その根拠も含めてですが、議員も先ほどおっしゃっていただきましたように、本町におけます被保険者数、また後期高齢者の数、要介護認定率であったり給付実績、さらには、今後の介護基盤の整備状況ですね。今現在、平群町では介護サービスの基盤整備、順調に整っておるわけでございますので、それらを見越した上で給付費を算出をさせていただいているところでございます。

なおかつ、国の動向といたしまして、今回、介護報酬の改定が行われました。全般的に15.9%の上昇ということで言われてもおりますので、また、被保険者の方々への物価高騰による影響ということでの御指摘もございましたが、それらは、事業のサービス提供に当たっても同じことでもありますので、それらを見越した上で給付費を適切に積み上げをさせていただいたというものでございますので、今回、総給付費のほうをお示しをさせていただいておるということでございます。

そして、最後にデマンドタクシーの費用、保健福祉事業での実施ということでございます。これを介護保険料のみで賄うのではなくて、一般会計から繰入れということでの議員のお考えをお述べいただきましたが、従来からも我々、お答えをさせていただいてるかと思いますけれども、この保健福祉事業は介護保険法に定められた介護予防に資する事業であれば、この65歳以上の方の保険料を活用して事業を実施しても構わないということでの法の定めになっております。当初、フレイル状態の方、フレイル予防ということも含めて事業のほ

うを実施したいということで、私も御説明をさせていただいたわけですが、すけれども、フレイル状態になられる前の状態の方についてもやはり介護予防に資する事業として御利用いただきたいということも含めまして、また65歳以上の全ての方に介護保険料を負担していただいておりますので、65歳以上の方が御利用されることによって、皆さんが介護予防に努めていただける事業として運営をしていきたいということで、介護保険料での事業を実施しているわけですので、一般会計からの繰入れということになりますと、当然65歳未満の方の費用ということも含まれてこようかと思われまますので、この部分について、65歳以上の方ということで限定して実施をしておりますので、従来どおり介護保険料で賄われるべきであるというふうに考え方を持っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長

山口君。

○8番

1点ずつ。

基金についてね、だから前回も3億円取り崩すと言って、結局2億円しか取り崩してないのよ。ほんで、計画に対して97%ぐらいの実績なんよね、給付費も。そこまであっても1億円残ったんや。6期、7期については85%いかなかったのよ、計画に対して実績が。だから4億7,000万円もの金が2期ぐらいで残ったんよね。ほんで、残しておかないと次上げられにくい。初めから上がることを前提にあなたたち、してるけれども、本来国がもっと介護保険に金を出せばこんなことにならない。じゃあ最初、2000年に始まったときは、もともと最初は基金も何もないのよ。それで始まったわけじゃないですか。だから、国も言ってるように、本来基金というのは、余った金というのは保険料の払い過ぎなわけですから、全額、本当ならそれまでの人に還元するのが当然。だから、一番近いところで還元するのが一番公平なんですよ。だって、3年間の間に亡くなる人もたくさんいるんだから、高齢者なんだから。その人らには還元できないわけでしょう。だから、次の期で、本来なら全額。ただ、財政運営上、全額というふうにするといろいろやりにくい部分もちょっとは出るから幾ばくかは残すけど、1億円も残す必要なんて。だって、年間の保険料全部集めて4億円台で1億円も残す必要があるのかということですよ。そこでは、今の説明は、議論しても平行線になるけども、私はそれは違う。

2点目。16%、それは何%値上げ、いろいろ積み上げてそうなる。ほんで、いつも実際より高くなったことはないんですよ。計画より実績のほうが大きく金額上回ったことなんて1回もないんですよ。大きく下回るか、大体5%

ぐらい残るとというのが通常なんですよ。それでいったらまた1億円残るんです。だから、5,000万円残ってたって、また1億円積み上がるんです、3年間で。国のいろいろ事業がどうのこうのって言うてるけれども、国がいろいろやればやるほど使いにくくなるから、給付費は増えないんです、そこまで。これが今までの経過です。だから、保険料を少しでも抑える必要があるから、十五、六%上げてるのを2%程度引き下げて14%でやっても、私は十分やっていけるというふうに思うんですよ。結果は後から見れば分かりますけども、7期、8期の計画のときもこんだけ絶対要るんだと言って、83%か82%しか、それで4億5,000万円ものお金を余らしたわけじゃないですか。だから、8期はたまたま97%になってますけど。

それともう一つ、要するに、保健事業で全部デマンドやる。おかしいですって。それやったら、高齢者福祉、全部介護保険でするんですか。コミバスの高齢者の足を確保するためについていうこともあってコミバスをやってるじゃないですか。その高齢者の部分は全部介護保険料で賄うんですか。高齢者福祉事業は全部介護保険料で賄うんですか。違うでしょう。子どもの福祉は子どもがいる家だけで全部やるんですか。行政ってそうじゃないでしょう。何も65歳以上に限定したからって、それで一般会計の金出したからって全員対象にしなければならないということじゃないですよ。だから、そこんところは予防医療とあなたたちは強調するけれども、それやったら、全部老人福祉は介護保険でなければならないというような理屈になるんですよ。そんなん、へ理屈でしょう。取ってつけた話じゃないですか、後から。じゃあ何で最初にフレイルって入れたんですか。

私は、何も事業全体、65歳以上の全体を広げるの悪いと言ってるわけじゃない。介護保険料の1号被保険者だけの負担でやるのはいかなものかと言ってるわけです。そっちのほうが道理あるでしょうが。もう平行線やから別にええですけど、町長そうですよ。今はとにかく財政、一般会計、普通会計大変やからこれでやってほしいと。もうちょっとよくなれば一般会計からも出しますよというんなら分かりますけど、はなから、もうそんなん必要ないんだと、全部予防なんだと。そしたら、高齢者福祉は全部介護保険の保険料で賄うみたいな話になるから違うでしょうと言ってるわけですよ。分からんなら分からないでいいですけども、そういうことを言ってるんであって、この三つの件はもう今の松本課長の答弁で、もう町の考え方はそのとおりでしょう、これまでも言ったとおりですから。

あと1点だけ言いますけれども、17段階、私、これは提案ずっとしてきましたし、これはこれで、段階をこれだけ、特に中間層のところを分けてもらっ

たのは私はよかったと思うんです。当然１００万円単位、２００万円所得が違って同じ保険料というのはいかがなものかとずっと感じてましたんで、これはよかったんですが、うがった言い方しますが、そんなことはないと思うんですが、これ見たら全部上がってるんですよ。全員上がってるんですよ。私もこれ民報に載せましたけど、全員上がるって。だから、全員上げるためにこの金額にしたのかという、そんなことはないと言うでしょうけども、一番低い上がり方で７００円。要するに、２１０万円から２２０万円の人、今回新たに第８段階になるのかな、７００円だけ上がりますよね、これ。第８段階やね。７００円だけ上がる人いてますよね。普通、上がり方がもっと低かったらここは下がるはずなんですよ。上がる人が多くて下がるのがちょっとしかないのは困るから、全員上がる形でしたのかどうか、そんなことはないと思いますが、これはちょっとうがった考えなのかどうか、その点はちょっと答弁してもらえますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

皆を上げるということを作為的にということかも知れませんが、そういった考え方で設定をさせていただいたわけではございません。皆さん上がると思いますのは、基準額自体が上がる中で乗率を掛けるということでございすんで、そういった部分で基準額が上がれば上がってしまう。段階に応じて、それぞれが結果的に上がったということでございますので、お願いをいたします。

○議 長

山口君。

○ 8 番

いや、でもこの７００円の部分は１．５倍やったのが１．３倍になったからこの上がり方で済んだわけでしょう。だから、９，５００円も上げなかったら絶対下がるはずやん、ここは。そうなるでしょう、当然だと思いますよ。まあまあいいですけど。

どっちにしてもね、この上げ幅は、私は相当努力して、できるだけ上げ幅を下げたというふうに、当局、事務局の皆さんは思ってるかも知らんけども、私はちょっとやっぱり違うと思いますよ。これはまた次、また検証されますけどね。だって、これまでのずっと流れ見てたら、ここまで上げる必要があったのかというふうに、もうそれは安全で楽でいいでしょう、これぐらい上げとけ

ば、間違いなく３年間十分やっていけると。

そこでね、町長、もしね、取りあえず今回、私は反対しますが、これを通るでしょう。通って、実際にやってみて１年半ぐらいたって、ちょっと違うぞと。こんな１６％も上がらへんぞというようなときにはね、もうこれは町長の裁量でできることですから、３年間、一切変えてはいけないという法律もありますから、その場合には、ちょっとは全体を、基準を下げれば全体下がるわけですけども、そういうことも、以前は言ったら、いや、もう３年ごとに決めるもんやから、そんなこと一切しませんという答弁でしたけど、そういうことは、ちょっとでも頭の片隅にあるのか。大きく変わればですよ、予定より、計画より大きく実績が低ければそういうこともやっていただけるかどうか、その点だけちょっと答弁していただけますか。

○議長 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

期の途中で保険料額についての変更が可能かどうか。議員は、変更、法的に何の根拠もなくということでおっしゃっていただいておりますけど、過去にもこういった御質問頂いておりまして御答弁をさせていただいた記憶がございますけれども、期の途中で給付費がかなり上回った中で、入りが賄い切れない可能性があるということであれば上げることはできるけども、実際、給付が見込みよりも少なく余剰するようなことであれば下げることはできないということでの国からの通知があったということで記憶もしておりますし、そういったことで、期の途中で、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、３年間での給付を見越した上での計画を立てての保険料の基準額でございますので、３年の期の途中で下げることはすることはないということで御答弁させていただきます。

○議長 長

山口君。

○８ 番

その通知は絶対ですか。国の通知は絶対ですか。さっきの議案で、１２月議会で、会計年度任用職員、国から通知があったけど、そのとおりしなかったじゃないですか。絶対じゃないんでしょう、町長。だって、介護保険は町の裁量でできることになってるんだから、当然金がようけ余ってれば、途中で一部下げることだってできるはずですよ。それ、やったらペナルティーあるんですか、国から。ないでしょう。いや、だから３年って、もうすぐ３年来ちゃうから、そのときに今度基金で返したらいいじゃないかという考えで国は言ってるんで

しょうけども、あまりにも乖離があればですね、日々の生活、大変な中で年金から天引きされるわけですから、そこは、松本課長、しゃくし定規じゃなくて、1回とにかく調べといてください。通知があるから絶対かどうか。国から通知があったってしないことだってあるわけだから。私のほうもちょっと国会を通じて聞いてみますけど、そんなことはないと思いますよ。これは前も言っていて、絶対下げない、頑として下げないとおっしゃってたから、一体誰のための介護保険制度なんですかというふうに私は思いますので、いずれにしても、さっき言った三つの点、これはね、もう今回、これ決まってしまうと、あなたたちは3年間そのままいくつもりでしょうけども、その途中も含めて、また3年後のこともありますし、同じ議論ばかりやってるんですよ。

ほんで、私言ったほうが正しかったでしょう、この間。国保でもそうですし、介護でもそうですし。この何期か、全部私が言ったほうが正しかったじゃないですか。そこはよく考えていただきたい。私が言ったことが絶対だとか絶対正しいとか言ってるんじゃないですよ。どっちかというところのほうの結果としてそうになりましたよと。町のほうは安全に、口悪く言えば高めに設定してると、一番行政としては安全で楽ですからね。でも、住民にとっては、大変な生活の中で支払ってるわけですから、そこんところをしっかりと考えていただきたいということは申しておきます。もう答弁いいです。

○議長

ほか、ございませんか。森田君。

○11番

策定委員会のほうで、今回、1億7,000万円取り崩すことがなっておりますが、委員の方から、取崩しをもっと少なくしろとか多くしろとか、そういう意見が出たのかどうか。また、保険料についても特段の意見が出たのかお尋ねいたします。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

策定委員会での議論の内容ということでの御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

策定委員会、4回開催をさせていただきまして、この保険料額、また保険料段階、今回、条例案としてお示しさせていただいてる内容につきましては、3回目の委員会で、我々御提案をさせていただきました。基金の取崩し額について、委員のほうから、特段多過ぎるのではないかと、少な過ぎるのではないかとというような御意見はございませんでしたので、我々の提案どおりというこ

とで承認を頂いたというふうに認識をしております。

○議 長

森田君。

○ 1 1 番

第 8 期の保険料がですね、川上村が 4, 6 0 0 円、次いで平群町が 4, 8 1 7 円だったんですけども、近隣の状況ですね、9 期の状況分かりますでしょうか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

近隣の状況ということでございます。

近隣につきましても、同じく今回の議会において条例提案されておるところであろうかと思えますので、具体的な額等については、我々、把握もまだしておらないわけですが、おおむね近隣市町村、保険料については上がる。先ほど、山口議員、斑鳩云々という話がありましたけれども、下がる市町村もあるかと思えますけれども、おおむね上がるということでの把握をしております。前回、8 期の中で平群町は県下でも安い保険料ということでございましたが、今回、少し上昇がありますので、それでも下位のほうに属するのではないかというふうに見込んでおります。

○議 長

ほか、ございませんか。馬本君。

○ 1 2 番

先ほど、森田議員のほうからも質問あったように、1 月 2 2 日に行われた介護保険の計画の策定委員会、委員さんも 1 6 人おいでになるわけですが、その中で、委員さんからいろんな意見、出たんじゃないかなと。具体的に、出たような意見、ちょっと言うていただけないか。何か出てる、委員さんもそれぞれいろんな問題について御審議していただいたというふうに推測するわけですが、それと、その委員さんの策定委員会の中で、全会一致で承認されたのかどうなのかということも御答弁いただけますか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

すみません、先ほど、森田議員のお尋ね、もう少し詳しく御説明させていただいたらよかったんですが、改めまして具体的に、委員からありました御意見なども御紹介をさせていただきたいと思えます。

基金の取崩しについて御提案をさせていただきました。その基金の取崩し額については、今後の介護給付費の増加について、委員の方も理解をしていただきました。それに備えて、介護保険運営について、一番大事な財源であるという基金を1億円、今後残すことが今後の介護保険の事業運営について無難であろうと。これらを見間違えることによって破綻に導かれる可能性がある。破綻に導くことによって、最終的には第1号被保険者の保険料に跳ね返ってくるわけですので、そういったことがないようにということで、事務局には、綿密な試算による今後の計画策定、給付費の積み上げに努めていただきたいということと、これら今回の案に、その綿密な試算によるものであるということでの御認識をしていただいたということで賛成の御意見を頂き、委員会の中では全会一致で、反対の意見などなく、御承認を頂いたということで理解しております。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口君。

○8番

今回の介護保険条例の一部を改正する条例については反対をいたします。

策定委員会での介護給付費の積算については、私自身、データがありませんので、それが過大とか過小とかは言えませんが、過去のデータからですね、8期実績の16%も増加させるというのは、私は過去の実績から見れば過大だというふうに考えます。確かに、8期の現時点の実績見込みは前期比で15.5%と高めになってはいますが、6期は11.2%でした。7期は9.6%でした。これらから見てもですね、先ほども言いましたように、総給付費の伸び率を2%程度は下げられるのではないかと、このように考えています。

またですね、今回の計画で、9期末に基金が1億円残するという計算。もともと8期計画の策定委員会の議論では、8期末の基金の残高見込みは1億5,000万円、この全額を9期の保険料軽減に使うというのが8期のときの策定委員会の結論です。しかし、1億5,000万円どころか1億7,000万円も残ったというのが8期の、今のところ、まだ見込みですけれども、ほぼそういう状況になるということでもあります。

このように見ればね、先ほど私が言った総給付費の引上げ幅を2%抑える、また、基金をあと5,000万円取り崩す、さらに、デマンドタクシーの3,000万円分は一般会計から補填する、こういうふうにすればね、9,500円の値上げじゃなくて、その半分の値上げで済むわけです。先ほども言いましたように、住民の皆さんの暮らし、特にこの介護保険料は国保と違って65歳以上全員です。この全員の皆さんの暮らしをどう見るか。少しでも負担を少なくする、そういう立場から言えば、先ほど言ったようなことをすれば半額に抑えられますから、少しでもそういう方向へ持っていくという、先ほどの議論の中にはそういう答弁がなかった。破綻するかもしれないからこれぐらい上げたほうがいいみたいな話ではね、破綻なんかこれまで1回もしてませんし、破綻をしたら上げなければならない。だから、3年ごとに必要なお金を出すわけでしょう。それまでの余った分は全部、本来なら次の期に使うわけでしょう。それで計算すればもっと下げられるじゃないですか、2億7,000万円全額使えば。本来ならそうあるべきなんです。ただ、会計上ちょっとは基金をとというようなことをおっしゃるから、それを考えても、あと5,000万円は使えるのじゃないかというような話。それでいけば半額で済むという。

さらにですね、さっき言いましたデマンドタクシーについてはですね、フレイル状態になく、健康な高齢者の移動手段としての利用、これについてもですね、さっきも言いましたが、他の自治体と同様に高齢者福祉事業として実施すべきものだというふうに考えます。

いずれにしても、物価高騰で大変になっている住民の皆さんに寄り添う、そのためにも、今指摘した方策を取って少しでも負担を抑えるのが、私は行政の役割だというふうに思います。そういう意味からも、その点がこの条例改正案には欠落しているというふうに思いますので、それらのことを指摘してですね、本条例改正案については反対いたします。

以上です。

○議長

岩崎君。

○3番

議案第4号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

今後も少子・高齢化が進みます。2025年、団塊の世代の方が後期高齢者になります。給付費も増えていきます。より一層低所得者への配慮が必要となります。中間層の累進性を高める今条例の改正は、私は正しいと認識しております。剰余金1億7,000万円取崩し、5,610円に抑制している。そし

て、1億円は今後の介護保険制度の維持と充実のために残しておくというのは妥当と認識しております。よって、本条例改正案には賛成いたします。

以上です。

○議長

ほか、ございませんか。稲月君。

○6番

私は、この条例案には反対をするという立場で発言をさせていただきます。

先ほど、山口議員のほうで反対の討論をされました。基本的には変わりはないんですけれども、私も、取りあえず今の社会的な状況、物価の高騰というのはもう大変なものです。特に、高齢者の生活、医療費の負担、非常にかさんでいます。本当に暮らしていくのが大変やという、こういう状況に置かれている高齢者の方々、ここから介護保険料の大幅な引上げをしていくというのは許せないことや。今、生活を守っていく、そこんところを一番重点的に地方行政としてはね、国も考えなければならないし、一番緊急にやらなければならない事業であるわけでありまして、地方においても、そこは重点的に考えるということ、それをしない地方自治体というのは非常に悲しい現状であると私は認識しております。

できる限り上げない、介護保険料の負担を少なくするという観点からね、やっぱり、この今提案されている介護保険料を引き上げる条例については正しくないというふうに考えます。基金の取崩しについても、基金の積み上げについても、前期に予定をされていた以上に積み残しがあったというのも現状出てきています。この分を取り崩す、それから、今山口議員のほうからも提案をされている、5,000万円残せばいいじゃないかと、そういうところ辺で、これまでの経過から考えて、また、第10期には、確かに後期高齢者の数、私自身もその一員となるわけなんですけれども、増えてくるという現状はあるけれども、決して平群町の介護保険制度が破綻をしてしまうというような状況は絶対あり得ないというのが見込みとしてはあると思います。

今、他の議員から、策定委員会の中での発言というのを重視をされております。確かに、何のために策定委員会を開いて多くの意見を聞いているのかというのはあるんですけれども、その策定委員会、私も何度か委員として出席をしておりました。これまでしてましたけれども、その中でもね、やっぱり当局が大変なんや、大変なんやと、10期が大変なんやというふうに提案をされますと、非常に不安になるという現状があります。そういう提案の中で反対をして、あえて引下げをせえというような、これは引上げ率が多過ぎるということをはっきり言える方というのは、申し訳ないんですけど、ないというふうに考えます。

こういった介護保険の策定委員会の中での発言を捉えてそれが絶対やというふうなことはあり得ないというふうにも考えます。こういった中での基金の取崩しが少な過ぎるという問題等のことを考え、さらに、このような高い介護保険料の制定をされたこの条例については賛成ができない、反対をいたします。

○議長

山本君。

○5 番

議案第4号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。

この改正は、令和6年度から8年度までの第9期介護保険事業計画に基づく改正であります。私は、この事業計画策定委員会に岩崎議員と一緒に参加させていただき、介護サービス事業者代表や関係団体の代表、被保険者代表の方々との意見交換や、今後の課題について議論しながら計画策定に向けて取り組んでまいりました。

保険料の算定につきましては、先ほど課長、お述べになりましたが、令和6年度から8年度までの介護サービス給付費の推計として、介護給付費の見込みと予防給付費の見込みを合算した総給付費、6年度で19億5,361万3,000円の見込みを割り出し、次に、標準給付費、6年度で20億5,314万3,000円、地域支援事業1億2,280万4,000円、保健福祉事業費、これはデマンドタクシーですが、年間1,700万円の見込みを割り出し、介護保険給付準備基金より3年間で1億7,000万円、令和6年度、これは予算案ですが、4,627万8,000円を取り崩して保険料基準額を算定しています。この取崩し額につきましても、出席者全員の方が全会一致で賛成していただいておりますのも事実であります。

その結果、第1号被保険者の年額の保険料基準額は6万7,317円、月額5,610円になりました。また、この9期は低所得者の保険料の上昇を抑制するとともに、負担能力に応じた負担の観点から17段階としています。第8期より増額になったことは、介護サービスを必要とする方が増加傾向にあることから、運営上、削りようがない増額でありますので、この条例には賛成いたします。

○議長

ほか、ございませんか。馬本君。

○12 番

議案第4号 介護保険条例の一部を改正する条例案については、賛成の立場で討論させていただきます。

介護保険法第117条に基づき、介護保険事業計画、3年に1回の見直しに際して策定委員会が設置されます。4回の委員会が開催され、令和6年1月22日に開催されました第3回委員会では第9期計画が事務局から提示され、併せて、第1号被保険者の保険料額及び介護保険給付費準備基金取崩しの本条例案などが先ほどの私の質問で承認されたということでございました。

今回の条例案にもありますように、保険料段階については、現行の11段階から17段階へ細分化をし、低所得者への負担を軽減させる措置として乗率を下げ、また、高所得者層への負担を求める累進性を高める内容となっております。基金の取崩しによって保険料の急激な上昇を抑制し、持続・安定的な介護保険制度の運営を見越し、先ほどおっしゃっていただいたように、2億7,000万円ぐらいの基金残高が見込まれる中から1億7,000万円を取り崩すという計画の報告がされました。また、被保険者代表者も含めた策定委員会の審議結果を私は尊重したいと思います。よって、この議案については賛成をいたします。

以上であります。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決を行います。

本案について、原案どおり可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第4号 平群町介護保険条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

午後1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時01分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

日程第 13 議案第 5 号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第 5 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

これ、対象施設は町内にあるんですか。ようけあるんですか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

対象施設とのお問合せでございます。

地域密着型サービスといたしまして、九つの事業を上げさせていただいております。町内にあるもの、ないものがございます、3番の地域密着型通所介護、これにつきましては、3か所の事業所がございます。4番目の認知症対応型通所介護、これにつきましては1か所、5番目の小規模多機能型居宅介護、これにつきましても1か所でございます。次、6番目、認知症対応型共同生活介護、これにつきましては4か所ございます。それ以外のサービスにつきましては、町内に事業所のほうは存在しておりません。

以上です。

○議 長

山口君。

○8 番

身体的拘束等の適正化の推進ということで、多分この間、全国的に様々な事件を受けてのものだと思うんですが、町内ではそういう事例はあるんですか。

○議 長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

身体拘束などの事例でございますが、現在のところ、今のところ、私どもにはそういった報告は上がっておりません。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第5号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第5号 平群町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第14 議案第6号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第6号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第6号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第6号 平群町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第7号 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第7号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第7号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第7号 平群町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第16 議案第8号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第8号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

介護サービスのこの4件の条例改正案ね、概要全部差し替えたけど、今の8号について、ケアマネジャーの1人当たりの取扱件数の変更、前のやつには人数あったのに、今度新しくなったのは人数なくなってるけど、これ何でそんなことするの。今、説明では数言ったよね、35人を44人に変更するというの。

たしか、前あったと思うのよね、前のやつ、ちょっと覚えてないねんけど、最初の見てちょっとそれメモしたから。違うの。じゃあほかの見たんかな。まあまあいいけど。分かりました、それはいいです。

これ、どういうことなの。これまで35人までだったのを44人ということは、それだけケアマネジャーが1人で扱う件数が増えるわけやね、これ。仕事増えるわけやね。何でこんな改正、改悪やろう、これは。違うの。福祉の増進から言えばさ、これは改善なの。担当してる福祉こども課としてはどう考えるのか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

ケアマネジメントの上限が35人から44人、45人未満ということで改正されるということで、改悪かどうかということでございます。介護報酬が今回改定になりました。その基準報酬における取扱い件数と整合性が図られる観点から、今回、人数が緩和されたということでございます。それ以外の部分で、介護職それぞれのサービスの負担軽減といいますか、環境改善という部分については、先ほどからの議案の中でも部長が説明申し上げたとおりではございませんけれども、この部分については、35人から44人に基準が緩和されたということで、我々としましても、緩和された要件という部分での認識を持っております。

○議長

山口君。

○8番

いや、これ、仕事増えるんでしょう。だって、その35人でも結構大変と違うのかなと思うんですけど、44人って実際回るんかな。平群町は町が直接やってるわけじゃなくて、社協がやってる部分とか、あと民間がやってる部分、そうでなくてもケアマネジャーの仕事が相当大変になってるというふうには聞いているんですけどね、こんな35人から44人で9人も一気に増えるわけでしょう。それがサービスの向上になるの。ケアマネジャーに介護内容を策定してもらって、受ける側の、要するに、介護を受ける側の人たちにとって、これプラスになるの。いやいや、どう思う、それ。プラスになるの、これは。いや、法律で決まったから条例変えんねけど、実際の運用としては、こんな人数を一気に増やすのは難しいよという。でも、44人までいけるということは、要するに、ケアマネジャーが持つ対象人数が、これまで例えば70人やったら2人でいけたのが、88人までそれいけるということでしょう。じゃあ、もうちょっ

と数を増やしていけば、これまで3人必要だったのに、ケアマネジャー2人でその事業所はやっていけるというようなこともできるわけでしょう。その人数の兼ね合いによってはそういうことでしょう。

それはじゃあええことなんかという、ここで何ぼ言うたって、それはしょうがないねんけど、何かこんな急激に上げるという、このような制度をね、そのままだから、例えば平群町やったら、社会福祉協議会が直接やってるケアマネジャーはどう言ってるの、これ。介護保険の計画策定のときに当然このことも入ってくるわけやから、そんなとこでケアマネジャーのアンケートも取ってるわけでしょう。そこでは意見出てへんの。どうなん。これ、だから、もう決まってて、新年度から、これは経過措置があるのかどうか知らんけど、4月からやるわけでしょう。しつこく言うようやけど、それはよくないと思うんやけどね。いや、率直な話、どうなん、もう決まったから、これで平群町は条例つくるんやけど、非常に何やというふうに思うんですけどね。率直なところ、どう。専門家の保健師さんもいてはるけど、どうなん。ケアマネジャーやってる人、ここにいてんのかどうか知らんけど、そのアンケート取った意見、これはアンケートには項目に入っていないの。何か意見聞いているか。聞いてないの。ほんならええけどさ、どうも腑に落ちんなというのが率直なところです。

○議 長

答弁要りますか。

○8 番

要りません。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第8号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第8号 平群町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第17 議案第9号 平群町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第9号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第9号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第9号 平群町消防団員等公務災害補償

条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第 18 議案第 10 号 令和 5 年度平群町一般会計補正予算（第 9 号）
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第 10 号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

聞きたいことあったら先に聞いたほうがいいと思いますが。

何点か聞きます。

まず、町債管理基金。地方交付税の追加分のうち、2,321万3,000円積立てということなんですがね、これはここへ積み立てないと駄目なのか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

普通交付税の追加分ということで御質問があったということですが、今回の普通交付税の増額分の措置がございました。一方で、一つは、令和5年度に限って、臨時経済対策費分として3,284万8,000円と上げられております。そして、令和6年度、7年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するための基金の積立てに要する経費ということで、その分で、令和5年度に限り、臨時財政対策債償還基金費というのを創設されまして、その分で2,321万3,000円ということでございます。そして、今後、その6年度、7年度分が交付税の算定から2分の1減額されるということですので、そのときに、償還等を取り崩して、一旦町債管理基金に積み立てて、今後、その償還に取り崩して充てていくということでございます。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8 番

これ、臨財債の昨年の分に対応してるということですか。今年度分に対応してるということですか。今の説明、その辺、別に金額きっちり合ってるわけじ

やない。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

令和6年度、7年度における臨時財政対策債の元利償還金の一部を償還するためということで、6年度、7年度分ということで聞いております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

まだ来てない、決まってない、確定もしてないのに、こんだけ先に返す分として持っときなさいと言って金くれたわけですか。けったいな制度やなと思いますけど。それ以上説明あれやけど、まあいいです。

それからですね、後期高齢者の健康診査で100万円、受託ということで、後期高齢者広域連合から94万5,000円って、これは全額後期高齢者広域連合持ちではないの。何か基準があってこうなってんの。

○議長

石見健康保険課主幹。

○健康保険課主幹（石見幹子）

失礼します。

自己負担分、1人につき500円というのがありまして、本来、健診を受けた方から頂くんですが、そこを町負担ということで、そこが単費になっております。

○議長

山口君。

○8番

なるほど。広域のほうは自己負担になってる分があるから、平群町の場合、それが無いから、それを町のほうで一般会計で持つということやね。分かりました。

それからですね、300万円の学校給食費、これは要するに、食材高騰して、材料費が足りなくなった分の補填ということでもいいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

今、議員のほう、おっしゃっていただいた物価高騰に伴う、まず給食賄い材料費が増加しました。それに見合う歳入の予算ということで、保護者負担金等の歳入に不足が見込まれるため、前年度からの繰越金、260万円を加味しても不足が生じるということでございましたので、一般会計からの繰入れで補填をするということになっております。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

考え方として、12月議会で、要するに1月から3月の給食費については、国からの交付金を活用してですね、保護者負担をなくしてその分を充てるということで、1,486万4,000円計上した。本来ならこれで、それまでの要するに保護者負担分も含めて年間の給食材料費を賄う予定やったわけですね。それでも足らなかったということで、繰越し分もあったけども、それにさらに300万円足したということで、そういうことですね。それでよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

今、議員のほうおっしゃっていただいたとおり、本来であれば、歳入の人数、実績に見合った歳出に賄いできればいいんですけど、1食当たりの基準単価が範囲内に収まらなかったこと。令和5年度だけで考えますと、牛乳が1本当たり約9.1円増加します。ほかの食材は、当然需要と供給の関係で単価の変動はございますが、そういったこともあって、物価高騰に伴うもの、かつ、それに見合う歳入が確保できないということになりますので、議員お述べのとおりでございます。

○議長

山口君。

○8番

分かりました。どっちみち、ちょっとこれ、また新年度予算との関係で聞きたいことがあったので、その辺の絡みもあって聞いたんですが、基本的には、細かいことは別にして、要するに、保護者から集める給食費を100%もらっても、学校給食費、令和5年度については賄い切れなかったということでええわけでしょう。それで300万円足さざるを得なくなったという、単純に聞いてるんですけど。牛乳がどうのこうのは、それは別に構わないんですけどね、

そういうことでよろしいですね。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

すみません、お述べのとおりでございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

あと、ふるさと納税については、これ、この分はもう既に寄附金として来てるということよろしいですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ふるさと納税の寄附金の現状でございますけれども、今現在で、1月末現在で当初予算は5,000万円組んでおりましたけれども、今、1月末現在、5,170万円程度寄附金がございます。そして、あと2月、3月ということで、前年度の伸び等を考えて、5,556万円ぐらいになるかということで、補正予算のほう、さしていただいております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○ 8 番

入ってくるほうはそんなんであの。確定してからのほうがええん違うんかいな。出ていくほうは多めに見るといのは分かるよ、予算組むのに。入ってくるほうは別に余分に組む必要なんか何もないでしょうと思うんやけどね。それもう間違いなく来ると思ってるわけ。でも、まだ入ってないでしょう。2月どうやったの、そしたら。もう来てるの。来てるんやったら来てるって言ってよ。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ふるさと納税の見込みで収入を上げさせていただいたということは、歳出のほうで返礼品とかサイト利用料業者委託、そういった分がふるさと納税の寄附金にに応じて上がっていくということもございますので、歳出の面も考えて見込みを考えております。

2月の見込みですけれども、大体今200万円程度入ってるという、詳細はちょっとあれなんですけれども、今現在で5,250万円程度入ってるというふうな感じで考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

別にいいんですけどね。いや別に、でも支出が増えるから、当然、入るほうは予測で見ても、別にそれを計上しなくたって構わないじゃないですか。支出のほうは入る可能性あるからということで見ればええわけじゃないですか。最終的には決算で不用額になるだけの話やから。でしょう、普通。何でそこだけ生真面目に合わそうとするわけ。いや、そなんする必要ないでしょう、別に。別にどっちでもええっちゃどっちでもええけど、もらう予定になってたのにそれで入らなかったら、そっちのほうおかしいって話になるでしょう。普通、歳入のほうはもう確実に来る、いや、もちろん補助金とかそなんは別ですよ。国庫支出とか県から来るやつは当然支出に何%と決まってるわけやから。でも、ふるさと納税は入った金に何%なんて決まってないじゃないですか。いろいろ業者に払う金も含めてね。

あとですね、2月21日の全協で、あの資料では普通会計ベースで今年度の実質収支が2億400万円、財政調整基金が6億3,400万円と、こういうことでした。これに変わりはありませんか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

令和5年度決算見込みという部分でございますけれども、歳入におきましては、御存じのように、まだ地方消費税交付金、そして特別交付税などが未確定な状態でございます。歳出におきましては、不用額もまだ未確定の部分があるんですけれども、一定の条件として、例年どおり不用額が2億円程度あると見込んだ場合には、実質収支はシミュレーションどおりの2億円程度になるかというような感じで見込んでおります。

以上でございます。

○議長

山口君。

○8番

特交は3月、この議会が終わってからしかはっきりしないという、それは毎

年のことですから、3億1,000万円組んで、それは能登半島の地震がありましたからね、それ以外のところは減らされる可能性もないことはないんでしょけれども、ここ何年かは、そういうことがあっても結構予算どおり来てたというふうに思いますので、これはどうしても無理ですけど、そういう、要するに、今の2月21日の時点と見通しが変わらないのであればですね、前年度より、普通会計の剰余金というか、財政調整基金プラス実質収支の半分ちょっと足らずやね、7億2,800万円ぐらいになるというふうなことなんですけれども、今年度、過去のコロナワクチンの負担金1億2,600万円、これ償還してますよね、国にね。これとかですね、それから地方債の繰上償還が3億2,690万円、これがあつたこと、これらを抜けばですね、単年度収支としては赤字になってるんですけども、実質単年度収支としては相当な黒字になるというふうに思う。これは、コロナワクチンの1億2,600万円は実質単年度収支、減らさなあかん分に入るけれども、実際は二、三年前の返還金ですから、今年度、単年度で言うと、約2億8,900万円の、実質的には黒字になるのかなというふうに思うんですが、そういう計算で、そういう試算で間違いはないですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

まず、シミュレーションの実質収支という部分ですけども、確かに令和4年度の決算は財政調整基金と翌年度に繰越しする額ということで、8億9,200万円、そして令和5年度のシミュレーションでは財政調整基金の残高と繰越金を足して7億2,800万円、差引きマイナスの1億6,400万円ということで、シミュレーション、そういう形では議員のお述べのとおりかなと思っております。

そしてまた、この見込み、あくまで仮定ですけども、今お述べになったコロナワクチンの国庫の部分、そして地方債の繰上償還がなければ、計算上ですけども、やはり財政調整基金と翌年度繰越金、そういった部分については2億8,900万円増加しただろうというふうなことで認識しております。

以上でございます。

○議 長

ほかございませんか。森田君。

○11番

一般管理費の退職者が増えたということなんですけども、全協で3人が9人か何かになったというふうに聞いたんですけど、ちょっとその内訳を教えてい

ただけませんか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

今御指摘のほうの退職特別負担金の関係です。

当初予算のほうで3名で組んでおりまして、実質負担金としましては、発生するのは9名という形になっております。その分の増減の理由なんですけど、勧奨、また定年以外での自己都合の退職のほうの分が増えた関係でという形になっております。

以上です。

○議長

森田君。

○11番

そうじゃなくて、私がお聞きしたいのは、どういう仕事をされてる方が退職されるのか。というのはですね、人はマンパワーで動いてる部分が平群町は多いと思うんですけども、その人材の引継ぎとか、そういうことがきっちりやれるのかどうかというのが一番お金以上に問題じゃないかと思うんですけど、その内容をちょっとお教えいただけませんか。

○議長

総務部長。

○総務部長

退職の方の内訳でございます。事務職が3名、保健師が1名、栄養士が1名、あと保育教諭が4名ということになってます。

以上でございます。

○議長

森田君。

○11番

保育教諭が、新しく私立ができるので、多少それで賄えると思うんですけども、きっちり人材育成もお願いしたいと思います。

それとですね、お金のことじゃないんですけど、先ほど山口議員から話があったんですけどね、ふるさと納税、非常にありがたいと思うんですよ。私も議員で昨年度、加西市に行きましたら69億円集まってる。いろいろ子育て支援の事業もできるということなんですよ。そのときにですね、やっぱり首都圏の購入者が多い。だから、首都圏に対する平群町もPRする方法、または、ネットでもうまく利用していける方法があるんじゃないかということがあ

ると思いますので、よく頑張ってることは分かるんですけども、それ以上、1万円、2万円の寄附で100万円集めようと思ったら大変な作業だと思うんですけどね、やっぱり首都圏を狙わないと、私いけないと思いますので、それは意見として申し上げておきます。

それとですね、全協でもあったんです。住民税非課税世帯、私、びっくりするぐらい平群町は多い。それもですね、65歳、働き盛りの住民税非課税世帯が多い。財政的にいってはですね、それがやっぱり負担になってると思うんですよね。今日も一般財源から使えとか、そういう話が出てるんですけどね。そういうことをやっぱり分析する必要があると思いますので、また機会を見てですね、今日じゃなくていいんですけどね、今、実態がどうなってるのかももっと詳しく。12月に頂いたんですけど、もっと詳しいデータをお出しただけじゃないでしょうか。今、どうこう言うわけじゃないんですけど、やっぱり議員も知っておく必要があると思うんですよね。それを見られて町を財政的にどうつくるんかと、議員も含めて検討していかないといけないと思いますので、それはお願いしておきます。

それとですね、道路補修費、これですね、3,000万円はいいんですけどね、一般の町道自身が非常に凸凹で、本当に私も、あんまり近くは車を乗らずに、できるだけ歩いて状況を見てるんですけどね、非常に悪い。それとですね、白線というんですか、道路標識というんですか、あれが消えてるものがある。担当に聞くとですね、町がやる分と公安がやる分があるというふうにお聞きしてるんですけどね、何としてもですね、大きなことも大事なんだけど、維持管理はこれから負担になる分があると思うんですけどね、それはきっちりやっていただくことをお願いはしておきます。

以上です。

○議長

ほかございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第10号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第10号 令和5年度平群町一般会計補正予算（第9号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第19 議案第11号 令和5年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第2号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第11号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8 番

今の最後の説明やけど、言ってることは分かるけどね、結局その大幅に金が足らんかったということでしょう、実際は。それはちょっと明らかにしてほしいんですよ。どういうふうに明らかにするかというのですね、食材費を全て保護者負担とした場合の不足額の総額と、それから児童・生徒1人当たりの金額、幾らになるのか。いや、だってそうでしょう。来年度も値上げはしないわけだから、新年度も当然、普通に計算してですよ、今の児童・生徒数掛ける、先生も要りますけども、掛ける、今、小学校、中学校の給食費を掛けていけばですね、100%集めたら幾らになるか出ますよね。でも、それでは足りなくなるわけでしょう、今の食料品の物価高騰による中では。だから、今どうなってるかというのは当然出してるというふうに思うんですが、その説明を本来すべきじゃないんですか。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。

今年度、5年度の予算につきまして、歳出予算につきましては、何とか現計予算の中で賄えるだろうと。歳入予算の部分でございます。先ほど、一般会計の補正予算でもお答えいたしました、本来でしたら歳入見合いで歳出を執行するということでございますが、今現在、執行状況としまして、あくまでこれは机上の計算ということで理解を頂ければと思うんですけども、小学校につきましては、1食当たり269円が基準単価になります。実際、令和5年度の平均単価を見ますと277円、1食当たり約8円増加してます。また、中学校につきましては、基準単価でしますと1食当たり301円です。1食当たりの今現在の執行状況を見ますと325円ということで、24円増加してます。この部分を加味をしますと、今年度、500万円ということで不足が出たんですけど、また来年度の給食の食材費については、まだ県で入札するもの、町で入札するものの単価が決まってませんが、今申し述べました5年度の単価基準で考えると、約270万円から280万円ほど不足が見込まれるのではないかなというふうに思っております。ただ、現時点でまだ学校給食会で調達をする牛乳であったりパン、その他の米、油であったり、また、町のほうでも、年単位で入札するもの、学期単位で入札するもの、月単位で入札するもの、これは市場価格によって変わってくるので、まだはっきりとした不足金額が幾らになるのかということとはちょっとなかなか見込めてないのが実情でございます。ただ、議員、先ほどもおっしゃっていただいたように、令和6年度予算において不足が生じる場合につきましては、保護者負担を求めることなく、一般会計から補填をするというような考え方を持っておりますが、今の時点で幾らかということについては、引き続き、数字のほうを精査していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長

山口君。

○8番

いや、別に値上げの話聞いているわけ違うからね。足らんようになるのはもう明らかで、今もまだ物価高騰はちょっと続いてますから、当然どういうふうにするか、当局のほう、特に教育委員会のほうでいろいろ考えられると思うんですけどね、基本的には値上げしてはならない、どこともそういう議論になります。物価高騰でどうすんのやという議論になってる中で、値上げはできるだけ抑える。なぜかといえば、その物価高騰で、特に若い人たちにとっても暮らしが、要するに、給料の上がる以上に物価が上がってるわけですから、給食費、足りなくなった分については、もう私は基本的に一般財源から補填すべきだと

いうふうに思いますので、これ答弁は要りませんが、そういう方向でやっていただきたい。また、新年度の途中で値上げの話が出てくるようなことのないようにしていただきたい、これは強くお願いしておきます。

○議長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第11号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第11号 令和5年度平群町学校給食費特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

3時15分まで休憩いたします。

（ブー）

休 憩 （午後 3時02分）

再 開 （午後 3時15分）

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

（ブー）

○議長

日程第20 議案第12号 令和5年度平群町介護保険特別会計補正予算

(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第12号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第12号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第12号 令和5年度平群町介護保険特別会計補正予算(第2号)については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第21 議案第13号 令和5年度平群町水道事業会計補正予算(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第13号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより議案第 13 号について採決を行います。
本案は原案のとおり可決したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 13 号 令和 5 年度平群町水道事業会計補正予算（第 2 号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第 22 議案第 14 号 令和 5 年度平群町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第 14 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第14号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第14号 令和5年度平群町下水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第23 議案第15号 平群町道路線の認定について
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第15号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○8番

ちょっと素朴な疑問で悪いんやけど、これ道路名ね、南とか東とか書いてるけど、例えば西宮のこれ、南西宮って、ここの位置で南西宮というのはすごい違和感を感じるねんけど、何でこれ、どういう理由でそうなるのか。どっちかというとな北のほうになると思うんやけど。いや、位置的によ。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

町道路線の名称についてなんですけども、東西南北を入れてるという部分でございます。

一級路線とは違う二級路線とその他の部分につきまして、過去にもいわゆる学校校区の配分の中から東西南北をつけて名称分けをしていたということがございますので、いわゆる西宮につきましては、南西宮という形で前に南がついてるところでございます。

以上です。

○議 長

山口君。

○ 8 番

そしたら、ここから南は全部南西宮という道路名になってんの。

○議 長

都市建設課長。

○都市建設課長

はい、川原路線等の一級路線以外はついております。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 15 号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第 15 号 平群町道路線の認定については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第 24 議案第 16 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第16号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決を行います。

本案は原案のとおり可決したいと思います、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、議案第16号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

続きまして

日程第25 同意第1号 教育長の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

同意第1号

教育長の任命に同意を求めることについて

平群町教育長に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定により議会の同意を求める。

令和6年3月4日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県奈良市西笹鉾町 3 2 番地の 1

氏 名 上田 薫

生年月日 昭和 3 5 年 1 1 月 3 日

以上でございます。

恐れ入ります。すみません。氏名の読み、間違っておりました。氏名「うえたかおる」でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

それでは、ただいま局長より朗読のありました同意第 1 号 教育長の任命に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

現教育長、岡弘明氏が令和 6 年 3 月 3 1 日付で辞職することに伴い、後任といたしまして上田薫氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

上田氏は、昭和 5 9 年 4 月に奈良県公立学校教員として採用され、生駒市立の中学校教諭をはじめ、奈良県教育委員会学校教育課指導主事や国立青少年自然の家次長を歴任され、平成 2 6 年度から平成 3 0 年までは平群町立平群中学校校長を務められました。令和 4 年からは平群町教育委員会で指導主事として教育行政に非常に熱心に取り組んでいただいております。今後におきましても、教育行政はもとより、町全般にわたり、誠意を持って取り組んでいただけるものと思っております。

議員の皆様には同意を頂きますようよろしくお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口君。

○ 8 番

別に人事に構うつもりはないんですが、ちょっと聞きますけども、最後、生駒市の中学校で退職されて、その後、生駒市の教育相談室教育相談員ということですが、2 年前に平群町の教育委員会の指導主事と。これは、町長、何か生駒から、普通、定年退職された自治体で大体長く指導主事をされるのが多いと思うんですがね、これ、わざわざ生駒にいらっしゃったのを平群町に来ていただいたというのは、何か特別な理由があってそうなったのか、その辺、事情が分かるならちょっとお聞きしたいんですが。

○議 長

教育長。

○教育長

上田薫氏、今、議員おっしゃったように、生駒市で退職して、いわゆる不登校対策の指導をされておりました。それをやりながら、いわゆる先生方の初任者の指導も週２回ほどやっておられたということで、非常にパワーのある方で、まだまだ仕事ができるという方でありましたし、県とのパイプも非常に強い、そういうこともありまして、できたら平群町の教育に貢献していただきたい、そういうような形で勧誘したところ、生駒市のほうも、そういうところで活躍してもらおうほうがいいんじゃないかということで、生駒市の教育委員会の了解も得て平群町のほうに来ていただいた、こういういきさつでございます。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第１号について採決を行います。

本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定いたしました。

続きまして

日程第２６ 同意第２号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局 長

それでは朗読いたします。

同意第 2 号

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

固定資産評価審査委員会委員 大西晃は、令和 6 年 3 月 1 9 日に任期満了することから、引き続き下記の者を選任したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 6 年 3 月 4 日 提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 京都府京田辺市花住坂 2 丁目 1 8 番 1 1 号

氏 名 大西 晃

生年月日 昭和 1 9 年 3 月 1 3 日

以上でございます。

○議 長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました同意第 2 号の固定資産評価審査委員会の委員の選任に同意を求めることについて、提案の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、御承知のとおり、地方税法第 4 2 3 条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために設置された大変重要な機関であります。

現在委員として御活躍を頂いております大西晃氏は、平成 1 5 年 3 月より御活躍を頂いております。今月に 3 年間の任期の満了を迎えますが、これまでの経験を生かしていただきまして、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として御活躍を頂きたいと考えております。また、大西氏は、生駒市で大西晃税理士事務所を開設されております。このほか、近畿税理士会奈良県支部連合会会長、また奈良県納税協会相談役等を歴任されており、委員として最適であると考えます。御同意いただきますようよろしくお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。
これより同意第２号について採決を行います。
本案については、原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議
ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決
定いたしました。

続きまして

日程第２７ 諮問第１号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求める
ことについて

を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

諮問第１号

人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者として推せんしたいので、人権擁護委員法
第６条第３項の規定により議会の意見を求める。

令和６年３月４日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町大字越木塚１３９番地の２

氏 名 小谷友子

生年月日 昭和 3 1 年 9 月 2 7 日

以上でございます。

○議 長

続いて、町長の説明を求めます。町長。

○町 長

ただいま局長より朗読のありました諮問第 1 号の人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、提案説明をさせていただきます。

人権擁護委員の皆さんには、人権侵犯の事件の調査、被害者の救済、人権相談活動並びに人権啓発活動、人権尊重思想のより一層の普及、高揚を図るなど、様々な活動を行っていただいております。

小谷友子氏は、令和 3 年 7 月より人権擁護委員として、地域社会の福祉向上のため、御活躍を頂いており、引き続き、人権擁護委員として適任であると考えますので、法務大臣に推薦するに当たり、各議員の御意見を頂きますようお願い申し上げます。

○議 長

お諮りします。

本件は、適任であるとの意見を付して答申したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、適任であると答申することに決定いたしました。

4 時 1 0 分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3 時 5 8 分)

再 開 (午後 4 時 1 0 分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

総務部長より発言を求められていますので、許可いたします。総務部長。

○総務部長

貴重な時間を頂きましてありがとうございます。

先ほどの同意第1号 教育長の任命に同意を求めることについて、上田薫氏のお名前について、ふりがなを「うえたかおる」氏と記載をしておりましたが、正しくは「うえだかおる」氏でございます。訂正しておわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○議長

続きまして

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------|
| 日程第28 | 議案第17号 | 令和6年度平群町一般会計予算について |
| 日程第29 | 議案第18号 | 令和6年度平群町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について |
| 日程第30 | 議案第19号 | 令和6年度平群町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第31 | 議案第20号 | 令和6年度平群町水道事業会計予算について |
| 日程第32 | 議案第21号 | 令和6年度平群町下水道事業会計予算について |
| 日程第33 | 議案第22号 | 令和6年度平群町農業集落排水事業特別会計予算について |
| 日程第34 | 議案第23号 | 令和6年度平群町学校給食費特別会計予算について |
| 日程第35 | 議案第24号 | 令和6年度平群町介護保険特別会計予算について |
| 日程第36 | 議案第25号 | 令和6年度平群町奨学資金貸付事業特別会計予算について |
| 日程第37 | 議案第26号 | 令和6年度平群町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第38 | 議案第27号 | 令和6年度平群町用地先行取得事業特別会計予算について |

以上11件を、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

初めに、町長から令和6年度予算の説明を求めます。西脇町長。

○町長

令和6年第1回平群町議会定例会におきまして、令和6年度平群町一般会計及び特別会計・事業会計の予算案を提案して、町議会での審議をお願いするに当たり、町政執行に臨む所信を申し上げます。

さて、国においては、令和5年度にデフレ脱却のための一時的な措置として

国民の可処分所得を下支えするとともに、構造的賃上げに向けた供給力の強化を図るため、デフレ完全脱却のための総合経済対策を策定しました。

当面の経済財政運営に万全を期した上で、令和6年度の日本経済は総合経済対策の進捗に伴い、官民連携した賃上げをはじめとする所得環境の改善や企業の設備投資意欲の後押し等が相まって、民間需要主導の経済成長が実現することが期待されるとの経済見通しが立てられています。

その上で、地方財政対策については、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について、令和5年度地方財政計画の水準を下回らないよう、令和6年度の地方財政対策が講じられました。

特に、地方公共団体の重要な財源である地方交付税等の一般財源総額についても、前年度を下回ることのない額を確保され、地方財政の運営に支障が生じることのないように措置されております。

そのような中で、本町の財政状況については、令和4年度決算においても、本町の実質公債費比率県内ワースト1位、将来負担比率及び基金残高比率が県内ワースト2位ということで、奈良県における財政の重症警報が3年連続して発令されており、非常に厳しい財政状況にあることを如実に示しています。

令和6年度当初予算の編成に当たっても、人件費、扶助費及び物件費などの経常経費の伸びにより、財政調整基金を1億7,000万円取り崩してようやく収支が均衡するという苦しい予算編成を強いられました。そういう厳しい状況の中ですが、私は、町長選挙時に町民の方々と約束させていただいた6項目について着実に実施し、皆さんとともに輝く平群の未来をつくっていくことが私に課せられた大きな使命と認識し、その達成に向け、今年度も職員と一丸となって、全力かつ着実に取り組んでまいり所存でございます。

令和6年度においては、まず、「誰もが安心して暮らせるへぐりのまちに」に向けて、本町の防災・減災の強化に努めていくことが急務であり、住民全てが安全・安心に暮らせるよう、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。防災関連維持補修工事や、将来的に災害時の拠点となる新庁舎の建設に向け、本格的にスタートするため、新庁舎建設基本計画の策定や庁舎整備基金に5,000万円積み増しを行います。

次に、「子どもの笑顔あふれるへぐりのまちに」に向けて、子育てしやすく、子どもたちが笑顔で生き生きと育ち、学べる環境づくりの推進に努めてまいります。民間こども園が開設し、待機児童の解消を目指し、さらに、子ども・子育て支援計画の策定やこども政策の一元化を図るための施策や、中学校の長寿

命化実施に向けた実施設計を進め、改修に向けた動きを加速させます。

3点目に、「にぎわいのあるへぐりのまちに」に向けて、人口対策として、若い子育て世代の移住・定住の促進や地域産業の振興を図り、にぎやかで活気のあるまちづくりを進めてまいります。移住支援金の拡充や移住につながるシェアープロモーションの強化、特定農業振興ゾーンの整備や促進、土地利用の促進を図るための地籍調査の再開や平群ブランド力強化のため、古都華フェアの開催等に取り組んでまいります。

4点目は、「高齢者や障がいがある方もいきいきと暮らせるへぐりのまちに」に向けて、高齢者や障がいのある方々等、全ての方にとって暮らしやすいまちに向けて努めてまいります。デマンド型乗合タクシーの本格運行を実施し、安定的な運行を図ります。さらに、がん患者アピアランスケア支援を実施、また、道路のバリアフリー化にも引き続き取り組んでまいります。

5点目は、「デジタル社会に対応するへぐりのまちに」に向けて、町民の方々の利便性の向上や行政の効率化を図るため、デジタル化の推進に努めてまいります。国の標準システムに準拠したシステム移行や平群町DX計画の推進に取り組んでまいります。

6点目は、「安定した財政基盤の整ったへぐり」に向けて、緊急財政健全化計画の着実な実施に取り組み、特に令和6年度から2年間は、本町の将来を見据えた中長期的な視点から、変化する社会経済や行政需要に的確に対応し、継続する厳しい財政状況からのさらなる脱却を図り、将来的にも安定した財政基盤の確立に取り組んでまいります。

まさしく今年は甲辰の年であり、成功という芽が成長していき、姿を整えていく年と言われております。本町においても、厳しい状況の中ではありますが、しっかりと土台を築き、将来に向けて大きく飛躍することができるよう、しっかりと諸課題に取り組み、町政の発展を目指してまいります。

続きまして、一般会計及び特別会計・事業会計予算の概要と、令和6年度に取り組む主な事業について、順次御説明を申し上げます。

一般会計全体としては、歳入歳出総額75億3,000万円であり、前年度予算からは3億1,000万円の増額となっておりますが、これは主に、旧人權交流センターの除却工事や庁舎建設基金への積立て、職員の給与削減措置の令和6年3月末終了等に伴う増加が大きな要因となっております。なお、今年度において、国に準じ、住民税の定額減税を実施してまいります。

組織・人員につきましては、国においては、こどもまんなか社会の実現に向けて、常に子どもの視点に立って、子どもが自立した個人として、等しく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こども家庭庁が創設されまし

た。本町においても、未来を担う子どもたちを重点的に応援していくために、令和6年度より、子ども行政に関して、よりよいサービスの向上や支援を目的として、窓口の一元化を図るべく、組織体制を改編します。

次に、人員につきましては、多様化する行政ニーズに対応するため、将来のまちづくりの担い手となり得る新規採用職員について、一般事務職7名、保健師1名の採用を予定しております。さらに、人材の育成につきましては、接遇研修等の実施をはじめ、必要な知識能力を身につけるため、各種主催の研修に職員を積極的に派遣してまいります。また、人事考課制度につきましては、引き続き実施することで、自らの行動に対する気づきを与え、職員のスキルアップを図ってまいります。

広報・広聴業務の推進につきましては、行政と住民との協働のまちづくりを推進していく上で、様々な媒体を通じて町政情報等の積極的な発信と住民との情報共有化を図るため、広報紙やホームページ、フェイスブック、X、観光インスタグラム、LINE等のSNSを積極的に活用してまいります。引き続き、町のイメージアップを図るための広報広聴活動の重要性を認識し、効果的に取り組んでまいります。

各種相談業務につきましては、住民の皆様の多様なニーズや要望にお応えするため、法律相談、行政相談、人権相談、消費生活相談などの各種相談業務を引き続き実施してまいります。

基金積立につきましては、災害時の拠点となる新役場庁舎建設に向けて、引き続き庁舎建設基金積立金の予算を計上し、建設に関わる課題の検討に取り組んでまいります。

ふるさと納税につきましては、ポータルサイトを積極的に活用し、また町ブランドイメージにもつながる返礼品を拡充することで、さらなる寄附額の増加に努めてまいります。

シティープロモーションにつきましては、本町が結婚、子育てを応援する町であることをPRするため、SNSなど、インターネット上で大きな影響力を持つインフルエンサーを活用したショートムービーの制作や公共交通機関への広告掲出等、様々な媒体を活用した魅力発信の強化に要する予算を計上しております。

定住促進につきましては、東京圏から本町に移住し、就業等の要件を満たした方に支援金を交付する移住支援事業交付金及び結婚に伴う新生活のスタートアップに係る費用の一部を支援する結婚新生活支援事業交付金に要する予算を引き続き計上しております。

また、定住促進奨励交付金事業につきましては、平成26年4月1日から令

和2年12月31日までに新築または売買により住宅を取得した対象者の住宅家屋の固定資産税額に相当する予算を計上しておりますが、本事業につきましては、令和6年度末で終了となります。

防犯対策事業につきましては、本町の管理防犯灯の新設、維持管理や、自治会管理防犯灯の新規設置、電気使用料と、自治会に対して新たな防犯カメラの新規設置に対して補助金を創設し、犯罪者を生み出さない、寄せつけない、より強固な防犯環境の構築に向けて取り組んでまいります。

防災対策につきましては、防災の拠点となる役場新庁舎建設に向けて、新庁舎建設基本計画の策定を行います。また、庁舎建設基金の積み増しも行います。併せて、行政機関や関連企業との防災協定の締結を進め、災害発生に備えるとともに、自主防災組織や関係各種団体の協力の下、訓練や研修を実施してまいります。

情報政策の推進につきましては、自治体として継続的に住民サービスを提供するため、システムを維持・管理し、運用するとともに、職員の業務のさらなる効率化に向け、整備を進めてまいります。また、国の方針に基づいた地方公共団体情報システムの標準化に要する予算を計上しております。

住民戸籍事務につきましては、全国コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを利用し、住民票、印鑑登録証明書、所得証明書が発行できるシステムを運用することで、住民サービスの向上を図ります。また、戸籍への振り仮名追加の対応やマイナンバーカードの発行及び住民戸籍情報の適正な管理と迅速な窓口対応を図るため、各システムの整備に要する予算を計上しております。

高齢福祉施策につきましては、高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく、住み慣れた地域で心身の健康を維持しながら生き生きと暮らすために、高齢者の社会参加の促進と高齢福祉サービスの推進に努め、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ってまいります。

障がい者福祉の推進につきましては、障害者基本法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の理念にのっとり、障がい者等が地域で安心して暮らすことのできる町を目指すため、障がい福祉サービスの推進に努めてまいります。

子ども・子育て施策の推進につきましては、子育てしやすい社会の実現に向け、子ども行政に関して、サービスや支援の窓口の一元化を図り、より便利に御利用していただけるよう、組織の改編をはじめ、各種取組を継続し、推進してまいります。

民設民営の幼保連携型認定こども園の開設や町内私立幼稚園が施設型給付幼

稚園に移行され、こども園化に向け、準備されます。また、2026年度からは、全国で展開されるこども誰でも通園制度導入に向け、さらなる待機児童の解消や保護者の選択肢の拡大につなげてまいります。

西和地域病児保育室の普及促進を図るなど、仕事と子育ての両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりをさらに推進し、また、支援を必要とする子育て世帯に対する子どもの見守り体制の強化にも引き続き努めてまいります。

こども園の運営では、発達段階に応じたカリキュラムに沿って、より質の高い就学前教育・保育のさらなる充実を目指します。子どもたちに向き合う時間をより多く確保し、安全・安心な保育の実施と保護者の方々の利便性向上を図る観点から、昨年度に引き続き、保育システムの運用に係る費用や、令和6年度では国の補助事業を活用し、緊急通報装置の設置などの防犯対策の充実強化に係る経費や、人件費をはじめとするこども園の運営に係る経費を計上しております。

就学児の保育に関しては、学童保育事業として、各小学校に設置の学童保育所の運営に係る経費に加え、子どもたちの安全・安心の確保を図る観点から、国県の補助事業を活用し、各学童保育所に緊急通報装置の設置に係る防犯対策の経費を計上しております。保護者の就労など、増加する保育ニーズに対応し、受入体制を整え、子どもの健全育成並びに子育て支援の充実を図ってまいります。

支援を必要とする子育て世帯を対象に、子育て世帯訪問支援事業を新たに実施し、子育て家庭への支援を充実します。

こども基本法が令和5年4月に施行されたことに伴い、こども大綱を勘案したこども計画の策定に着手し、併せて、子ども・子育て支援事業計画及び子どもの未来応援計画が計画期間満了を迎えることから、それら計画を見直し、包含した計画として策定いたします。

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を有し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもに対して効果的で切れ目ない一体的な相談を行う機関として、令和6年4月1日より平群町こども家庭センターを開設します。虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、子育て家庭に対する相談支援体制の強化を図ります。

これまでの伴走型相談支援をさらに充実して、妊娠期から出産、子育てまで切れ目のない支援を行うとともに、出産・子育て応援ギフトとして、合わせて10万円を支給することで、経済的支援と一体的に実施してまいります。

妊婦健康診査の受診券14回10万円分、多胎妊娠の場合はさらに10万円

分の交付を引き続き行い、出産後には、産婦健康診査の受診券交付を2回分に拡充し、産後初期段階から母子支援を強化し、新生児聴覚検査の一部助成を継続して行うなど、子育て世帯の負担軽減に係る施策を充実してまいります。

福祉医療事業につきましては、町独自の高校卒業までの医療費の無料化を引き続き実施することにより、子育て世帯の支援を推進してまいります。また、現在、就学前児童については、医療機関での窓口負担が不要である現物給付を行っていますが、さらなる子育て世代の支援拡充として、令和6年8月診療分から、高校生相当年齢、18歳に達する日まで以後の最初の3月31日までの間にある方までの年齢拡大を予定しております。

人権対策につきましては、「人は等しい」をテーマに、7月の差別をなくす強調月間を中心に、各種啓発活動やのぼりの設置や児童及び生徒の絵画展示を行うとともに、人権擁護委員とも連携した活動を予定しております。また、町民集会を開催し、命の大切さと人権の重要性を強く訴えてまいります。

平和啓発につきましては、各種団体の協力を得ながら、住民主導での実行委員会形式で実施する「平群平和のための戦争展」の開催を8月に予定しております。

男女共同参画社会の推進につきましては、令和5年12月に平群町男女共同参画推進条例を制定しました。また、第3次男女共同参画プランに基づき、男女が社会の中で対等なパートナーとして参画できる社会の構築のため、住民や事業者等へ啓発を図るとともに、講演会の開催を予定しております。

健康づくりの推進につきましては、町民の健康づくり運動である健康へぐり21計画を事業実施計画に沿って推進してまいります。これらの実践に欠かすことのできない食生活改善推進員、運動習慣普及推進員、生きがいづくり推進員、歯科保健推進員、精神保健推進員、たばこ対策推進員といったヘルスボランティアと協働し、諸活動に取り組んでまいります。第3次平群町食育推進計画により、妊娠期から高齢期までのライフステージに応じた食育の取組を推進し、平群町自殺対策行動計画の理解と協力のためのゲートキーパー研修も引き続き実施してまいります。

高齢者の虚弱、フレイルを未然に防ぐため、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を令和2年度から実施しており、高齢者の健康課題を明確にし、関係課、関係組織との情報共有、事業連携などの取組により、健康長寿のまちづくりを目指してまいります。併せて、予防接種及び各種検診を実施し、生活習慣の改善及び自己管理ができるように、積極的に働きかけを行ってまいります。

また、令和4年度より、地域振興センターから健康運動指導士の出向を受けて、健康増進からフレイル予防まで、運動習慣づくりを目的とした集団指導及

び個別指導を充実させていくほかに、出前健康教育として、積極的に地域に出向く機会を増やしてまいります。

がん患者支援事業として、がん患者の方の社会参加を応援する支援の一つとして、医療用ウィッグ等購入費用助成事業、がん患者アピアランスケア事業を実施します。

疾病予防事業につきましては、乳幼児から高齢者の予防接種法に基づく定期接種について、公的関与の下で安全で安心して受けていただけるように努めてまいります。また、予防接種健康被害の救済給付を円滑に行います。

環境衛生事業につきましては、空き地の雑草除去の指導や不法投棄、ポイ捨て及び野焼きの防止対策を推進し、併せて、資源循環型社会形成の目的から、公共施設及び町内店舗での回収ボックスの設置による使用済み小型家電の定期的な回収を引き続き実施してまいります。

また、ごみ出しが困難な方を対象にしたふれあい収集や生ごみ処理容器の設置補助、有価物の集団回収助成も引き続き実施してまいります。可燃ごみ有料指定袋制により、さらなるごみ減量化に向けた取組を進めるとともに、資源ごみのリサイクルステーションを増設したことにより、分別意識が定着するよう、さらなる啓発活動を推進してまいります。ごみ減量の一環として、生ごみ処理機キエーロの普及啓発についても図ってまいります。

不法投棄未然防止のための防犯カメラの設置に努めてまいります。

そのほか、河川の汚濁防止を図るため、廃食油の回収等、環境の保全にも努めてまいります。

清掃センターの運営につきましては、ごみを衛生的に効率よく処理できるよう、分別収集の促進を図り、ごみ減量化を図る一方、焼却設備については運轉業務の委託を行って、ごみ処理費用の縮減を図ってまいります。また、炉の延命化を図るべく、維持補修費を計上しております。

斎場運営につきましては、地域社会における必要不可欠な施設であり、火葬炉設備維持に要する予算を計上しております。また、日常の管理運営については、指定管理者の公益財団法人平群町地域振興センターにより行ってまいります。

し尿処理につきましては、生駒市等との広域連携に伴う施設利用により、効率的な処理に努めてまいります。

農林業の振興につきましては、農業の担い手に対する経営安定のための農業次世代人材投資事業、旧新規就農者支援事業、農作物の被害軽減のため、有害鳥獣駆除事業、集落ごとの営農活動を支援する日本型支払制度補助金事業を引き続き実施してまいります。

また、特定農業振興ゾーンに設定された上庄・梨本地区では、高収益作物の生産拡大に向けた奈良県実施計画に基づく整備事業を引き続き推進し、福貴地区においては、農業水路等長寿命化に係る機能診断業務を実施してまいります。

国土調査につきましては、調査未実施地区について休止していた地籍調査事業を再開し、進めてまいります。

商工業の振興につきましては、町内中小企業の事業資金の円滑化を図るため、中小企業小口融資制度を引き続き実施してまいります。

観光行政につきましては、活力とにぎわいのあるまちづくりを推進するため、地元農産物や観光の総合情報発信拠点である道の駅大和路へぐり「くまがしステーション」とのさらなる連携を図り、町の魅力を最大限に活用するとともに、へぐり時代祭りの開催などによる観光振興を図ってまいります。また、古都華フェアを開催し、さらなる認知度の向上及びブランド力の強化を図ります。

道路整備につきましては、町内道路の改良、維持補修費等の所要額を計上しております。また、社会資本整備総合交付金の採択を受けて継続的に実施している主要路線の歩道改修や舗装補修等を予定しており、通学路の安全対策や利便性向上につなげてまいります。

都市計画につきましては、既存木造住宅耐震診断に係る委託料及び耐震改修に係る補助金、ブロック塀等撤去補助金等を引き続き計上しております。また、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティーを実現するためのマスタープランとなる立地適正化計画の策定を進めてまいります。

公園管理につきましては、ふるさと基金を活用した新たな遊具の設置、維持管理に係る費用を計上し、快適な施設利用を図ってまいります。

公営住宅管理につきましては、くろもと団地で給水タンクの老朽化により断水等、懸念されることから、水道の直圧化工事に対する測量設計委託料を計上しております。また、入居募集をするための改修工事や適切な維持管理に係る予算を引き続き計上し、良好な住環境整備を図ってまいります。

消防・防災力の強化につきましては、大規模災害に備え、地域自主防災組織連絡協議会を中心に、防災に関する各種団体の連携強化を図るとともに、引き続き、地域での防災・減災をはじめとする地域の安心・安全な暮らしのため、自主防災組織結成支援及び承認団体等への活動支援として補助金を交付し、組織づくりの強化を進めてまいります。

消防施設の整備につきましては、住民の生命・財産を守る消防施設の維持継続と、地域の消防施設整備に対する補助を行ってまいります。

教育環境の整備充実につきましては、小・中学校においては、小学校の教科

書採択に伴う指導書等の教材費、新たに国の補助事業を活用した緊急通報装置及び防犯カメラの設置などの防犯対策に係る経費、授業に必要な理科教具の更新経費、ふるさと基金を活用した遊具の更新費用や楽器の購入費用、奈良県統合型校務支援システムの運用経費などの学校 I C T 教育環境の推進に係る経費を計上しております。

新たに令和 6 年度より、平群北小学校において、通級指導教室を開設する予算を計上しております。

中学校では、引き続き、部活動指導員配置に係る経費や外国語指導助手 A L T 派遣事業に係る経費など、学校の管理運営に必要な経費を計上し、学校教育の充実に努めてまいります。

教育支援活動促進事業につきましては、学校・地域パートナーシップ事業において、地域の学校支援ボランティア、官学連携による学生ボランティアの協力を得て、子どもの居場所づくりのための放課後子ども教室を平群小学校と平群北小学校で引き続き実施してまいります。

文化・学習の振興につきましては、文化財調査研究事業として、町内所在の古文書調査を実施してまいります。また、普及啓発事業として、奈良県の文化資源活用補助金を活用し、歴史講演会等の啓発イベントを実施します。

生涯学習事業として、へぐり友遊教室、家庭教育学級などの各種教養講座を開催してまいります。

平群町総合文化センター事業につきましては、子どもから高齢者まで幅広い世代の皆様が集い交流するコミュニティー活動の拠点として、中央公民館、図書館、人権交流センターの三つの施設の機能を効果的に活用し、公民館教室、文化祭の開催、図書館事業、人権啓発活動の実施など、住民の文化芸術活動、生涯学習活動の支援、人権啓発の推進に努めてまいります。令和 6 年度では、さらなる施設の活性化と有効活用を目的に、試験的に祝日の施設の利用を進めるとともに、引き続き、空き部屋があるときに、自習スペースとして無料開放を進めてまいります。

町立図書館につきましては、施設の持つ機能を効果的に生かし、住民の多様な知的ニーズに対応した蔵書の充実、効果的な図書の貸出しサービスの実施、学校や園などの関係団体と連携した子ども読書活動の推進、読み聞かせなどの図書館イベントを通じ、利用者の増加や図書館機能の充実を図ってまいります。また、令和 6 年 1 月より、住民サービスの向上と図書館機能の充実を図るため、来館が困難な方への郵送貸出サービスを開始しています。

なお、民生費の旧人権交流センター運営費においては、公共施設等総合管理計画に基づき、廃止した旧人権交流センター施設の解体撤去に係る経費を計上

しております。

スポーツの振興におきましては、各種スポーツ大会の開催、生涯スポーツの普及促進を行います。令和6年度では、新たなスポーツイベントとして、(仮称)平群スポーツフェスティバルを開催し、年代を問わず、他種目のスポーツを体験できるようなイベント開催に係る経費を計上しております。また、体育施設の維持管理については、指定管理者である公益財団法人平群町地域振興センターへの委託経費を計上しており、指定管理者とも連携を密にし、適正な運営管理に努め、町民の方々の快適な利用の促進を図ってまいります。

次に、各特別会計・事業会計について御説明を申し上げます。

住宅新築資金等貸付事業特別会計につきましては、629万4,000円となっております。本事業の貸付けにつきましては、平成8年度をもって終了しておりますが、貸付償還に要する経費を計上しております。今後も、貸付金回収業務により一層努めてまいります。

国民健康保険特別会計につきましては、23億7,100万円となっております。国民健康保険は奈良県が財政運営を担っていることから、県単位の運営に対応する予算を計上しております。

歳出において、療養諸費及び県国民健康保険に資するための納付金と、病気の早期発見、重症化予防により療養諸費の抑制を図るためのがん検診の啓発、眼底検査の実施、糖尿病等治療促進事業、人間ドック助成等の保健事業費を計上しております。

また、50歳以上を対象として、早い段階から介護予防事業を実施し、健康寿命を延ばすため、フレイル予防、健常から要介護に移行する段階の健康保持増進事業に要する経費を計上しております。

農業集落排水事業特別会計につきましては、3,436万6,000円となっております。農業集落排水の適切な維持管理を実施してまいります。今後も、農村集落の生活環境の改善を図り、活力ある農村社会の形成、併せて、公共用水域の水質保全の観点から、水洗化の促進を図ってまいります。

学校給食費特別会計におきましては、6,245万3,000円となっております。事業費では、学校給食実施に係る食材費用を計上しております。引き続き、地元産の新鮮な野菜を取り入れながら、おいしくて安全で栄養バランスの取れた給食を提供して、児童・生徒の健全な発達を図ってまいります。

介護保険特別会計につきましては、22億6,791万2,000円となっております。令和5年度で見直しを行った第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画に基づき、保険給付費では、居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービス費等を計上し、要介護状態になっても安心して生活できるよ

う、介護保険事業を引き続き推進してまいります。

地域支援事業費では、介護予防・日常生活支援総合事業、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携、生活支援体制整備事業等の推進に引き続き努めてまいります。

保健福祉事業費では、閉じ籠もりがちな高齢者の外出支援として、デマンド型乗合タクシーを本格運行として内容の充実を図り、引き続き実施し、高齢者の移動手段の確保に努めるとともに、介護予防につなげてまいります。

奨学資金貸付事業特別会計につきましては、４７万４，０００円となっております。奨学金の貸付けを行うことで就学機会の確保を図るとともに、有能な人材育成を目的に、引き続き行ってまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、５億４，８４１万４，０００円となっております。後期高齢者医療制度においては、広域連合納付金に係る事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金及び総務費に係る事務経費、保健事業に係る人間ドック等総合検診助成費用を計上しております。

用地先行取得事業特別会計につきましては、１，３３７万４，０００円となっております。将来の役場庁舎建設用地として、平成３０年度に平群駅西特定土地区画整理事業の保留地を取得する際に発行した用地先行取得債の償還金を計上しております。

続いて、事業会計であります。

水道事業会計につきましては、業務の予定量として、給水件数８，１４５件、年間総配水量２２１万６，０００立米、１日平均給水量６，０７１立米、年間有収水量１８４万３，０００立米であります。主な建設改良事業を２，６７３万３，０００円と定め、それぞれ事業を実施するものであります。

まず、収益的収支のうち、水道事業収益では、水道使用料、給水工事負担金、長期前受金戻入、さらに一般会計からの補助金などを見込み、その収益総額は５億３，２４７万４，０００円となっております。

これに対して、水道事業費用では、県営水道の受水費をはじめ、各施設の動力費及び水道施設の修繕費、維持管理委託料、そして建物・構築物・機械装置等の固定資産減価償却費、企業債の支払い利息及び職員の人件費などの義務的経費を計上し、費用総額は５億７，３８１万４，０００円となっております。

次に、資本的収支のうち資本的収入については、一般会計からの補助金８６９万７，０００円となっております。

一方、資本的支出については、配水給水設備費などの建設改良費及び企業債の償還金で５，９６９万円となっております。

水道水は、住民生活にとって必要不可欠なものであり、清浄にして豊富で、

しかも安全で安定した飲料水の供給により、快適な生活を営めるよう、事業の運営を図ってまいります。

下水道事業会計につきましては、収益的収支では、主な収入として下水道使用料、他会計補助金、長期前受金戻入を計上しており、収益総額は４億４，００６万９，０００円となっております。

これに対する支出では、営業費用の主なものとして、流域下水道維持管理費負担金、減価償却費を計上し、営業外費用の主なものとしては企業債利息を計上しており、費用総額は３億８，１８６万７，０００円となっております。

次に、資本的収支の収入では、下水道費負担金、他会計補助金、企業債の総額で１億２，３０８万３，０００円となっております。

これに対する支出として、老朽化した施設の更新を進めるためのストックマネジメント計画の作成業務、緑ヶ丘地区の流量調査業務、管更生工事等を管路建設改良費として計上するほか、企業債償還金、流域下水道建設負担金など、総額で２億５，３２６万６，０００円となっております。

引き続き、生活環境の向上・河川等の公共用水域の水質改善の観点から、普及促進を図ってまいります。

以上、令和６年度における主な施策を中心に御説明を申し上げましたが、多額の財政調整基金を取り崩して予算化をせざるを得ない状況であり、これら諸施策の推進に当たりましては、町の将来の在り方を見据え、財政健全化を確保しつつ、着実な実施及び適正な予算執行に努めてまいります。

議員各位におかれましては、今後も御指導、御支援をお願い申し上げますとともに、厳しい財政状況の中で編成を行いました令和６年度予算につきましても、深い御理解を賜っての御審議をお願いいたしまして、原案どおり可決賜りますようお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長

お諮りします。

本案については、明日３月５日火曜日に改めて本会議、新年度予算総括審議を開催しますので、本日の会議はこれで延会したいと思います。異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決定いたしました。本日はこれで延会いたします。

(ブー)
延 会 (午後 4 時 5 6 分)